

第3期
四万十市まち・ひと・しごと創生
総合戦略

令和8年3月

四 万 十 市

目 次

第1部	人口ビジョン	1
1章	人口ビジョンの位置づけ	2
1.1	四万十市人口ビジョンの位置づけ	2
1.2	四万十市人口ビジョンの対象期間	2
2章	人口の現状と分析	3
2.1	人口の推移	3
2.2	四万十市人口ビジョン（平成27年）と社人研推計の比較	14
2.3	人口の変化による本市への影響	15
3章	四万十市の人口構造・人口動態等の課題	16
3.1	総人口の長期的かつ急速な減少	16
3.2	出生数の減少による自然減の拡大	16
3.3	若年層を中心とした社会減の継続	16
3.4	生産年齢人口の減少と高齢化の一層の進行	16
3.5	若者・子育て世代の定着と転入に向けた課題	17
3.6	産業構造の変化と雇用基盤の脆弱化	17
3.7	人口減少・高齢化が行財政運営に及ぼす影響	17
4章	人口の将来展望	18
4.1	目指すべき将来の方向	18
4.2	目標人口の試算	18
4.3	将来展望のまとめ	20
第2部	総合戦略	21
1章	計画策定にあたって	22
1.1	総合戦略策定の経過及び目的	22
1.2	第2期総合戦略の振り返り	23
2章	第3期総合戦略における基本的な考え方	24
2.1	人口減少と地域経済縮小の克服	24
2.2	国・県総合戦略との連携	24
2.3	総合戦略の計画期間	24
3章	総合計画等との関連性及び位置付け	25
4章	総合戦略の効果的な推進	27
4.1	総合戦略の策定・推進にあたっての視点	27
4.2	進捗管理体制	28
5章	基本目標	29
6章	基本目標ごとの数値目標と基本的方向、具体的な施策	30
	基本目標1 新たな人を呼び込み、強い地域経済を創出する	30
	基本目標2 生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築する	44
	基本目標3 若者や女性に選ばれるまちづくり	53
	横断目標 基本目標達成に向けたDX（デジタルトランスフォーメーション）推進の取り組み	57
巻末資料		59

第1部 人口ビジョン

1章 人口ビジョンの位置づけ

1.1 四万十市人口ビジョンの位置づけ

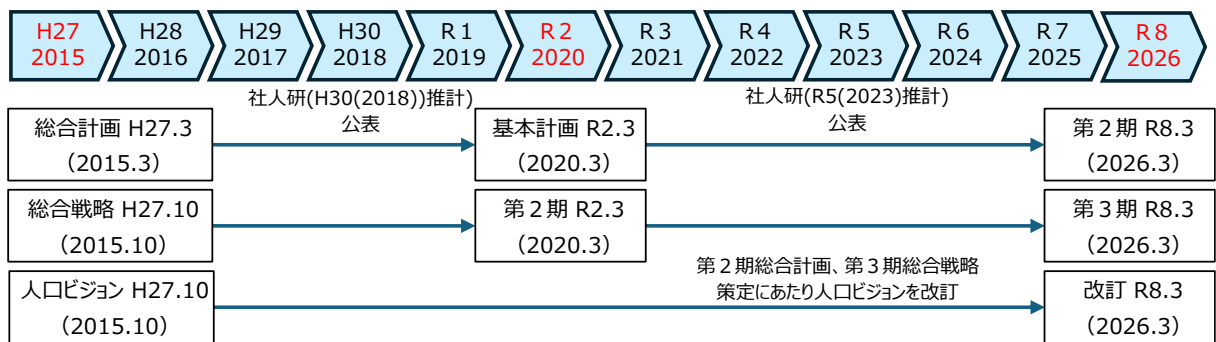
「四万十市人口ビジョン」は、本市における人口の現状等を分析し、人口減少に関する市民との意識を共有するため、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。

さらに、本ビジョンは、まち・ひと・しごと創生に資する効果的な施策を企画立案するうえで重要な基礎となるものであり、これを踏まえ、将来展望の実現に向けた具体的な施策を整理した「第3期四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、計画的に施策を展開していくものです。

本市はこれまで、総合計画及び総合戦略に基づき「まち・ひと・しごと」の3つの視点から地方創生に取り組んできましたが、人口減少や少子高齢化は依然として進行しており、社会経済情勢の変化や新たな国の政策動向を踏まえた対応が求められています。

このため、令和8(2026)年度から始まる「第2期四万十市総合計画」及び「第3期四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向けて、令和5(2023)年に国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)が公表した人口推計を基礎とし、本市の人口動態を考慮して将来展望を改めて整理し「四万十市人口ビジョン」を改訂するものです。

【四万十市人口ビジョンの改訂経過】



1.2 四万十市人口ビジョンの対象期間

四万十市人口ビジョンの対象期間は、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を踏まえ、令和42(2060)年までとし、人口の将来展望を示します。

2章 人口の現状と分析

2.1 人口の推移

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移と将来推計

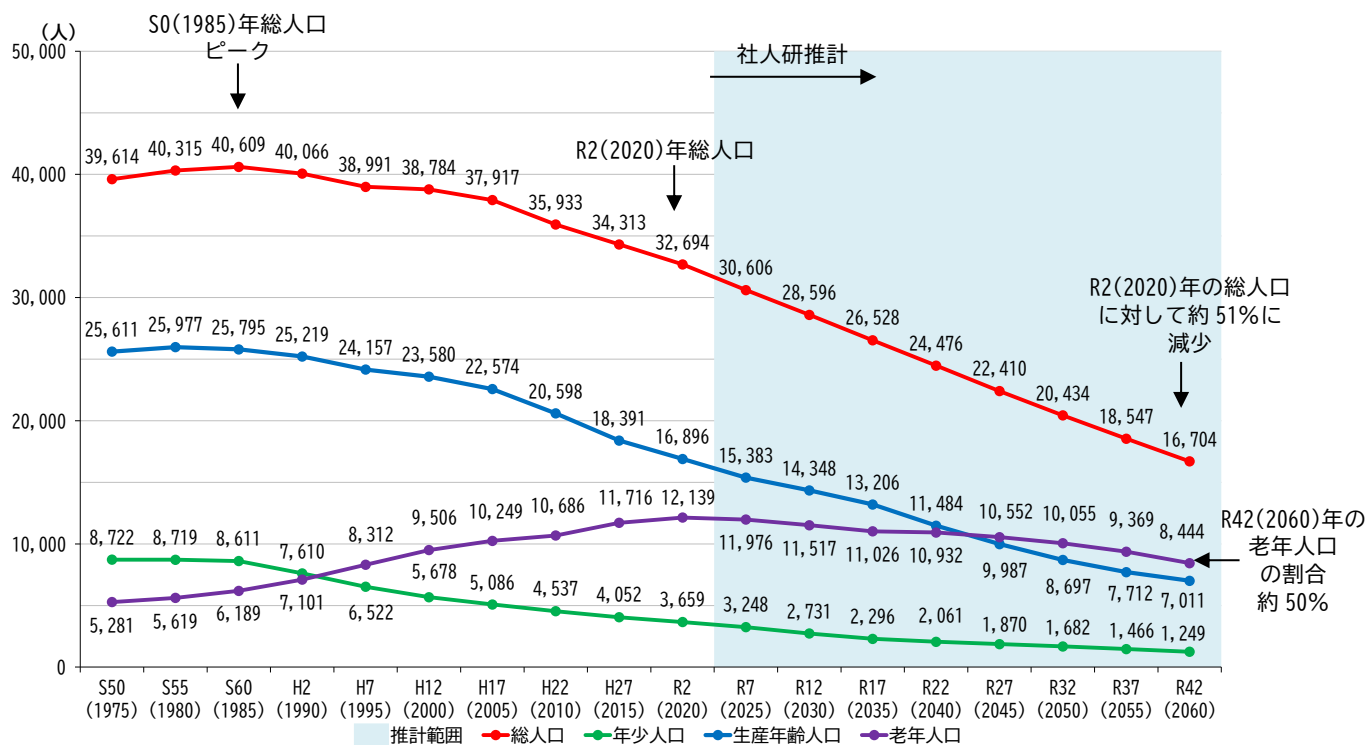
本市の総人口は、昭和 60(1985)年の 40,609 人を直近のピークとして減少しており、令和 2(2020)年の国勢調査で 32,694 人となっています。

社人研の推計によると、令和 42(2060)年の人口は 16,704 人となり、令和 2(2020)年と比較して約 51%まで減少すると見込まれています。

年齢3区分別にみると、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)は減少傾向が続いている一方、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあり、令和 2(2020)年には 12,139 人となりました。

将来推計では、年少人口及び生産年齢人口は引き続き減少することが見込まれており、これまで増加してきた老年人口についても、令和 7(2025)年以降は減少に転じると想定されています。ただし、老年人口の割合は上昇を続け、令和 12(2030)年以降は 40%を超える水準で推移し、令和 42(2060)年には約 50%に達すると見込まれています。

図 2-1 総人口及び年齢3区分別人口の推移と将来推計（社人研推計）



(2) 人口ピラミッドの変化

人口構造の変化を人口ピラミッドで見ると、令和2(2020)年は、男女ともに70～74歳の人口が最も多く、20代が少ないことがわかります。

令和42(2060)年の推計では、男性は80～84歳、女性は85～89歳の人口が最も多く、20代の人口はさらに少なくなる見込みです。

図 2-2 年齢5歳階級別人口の分布（令和2(2020)年）国勢調査

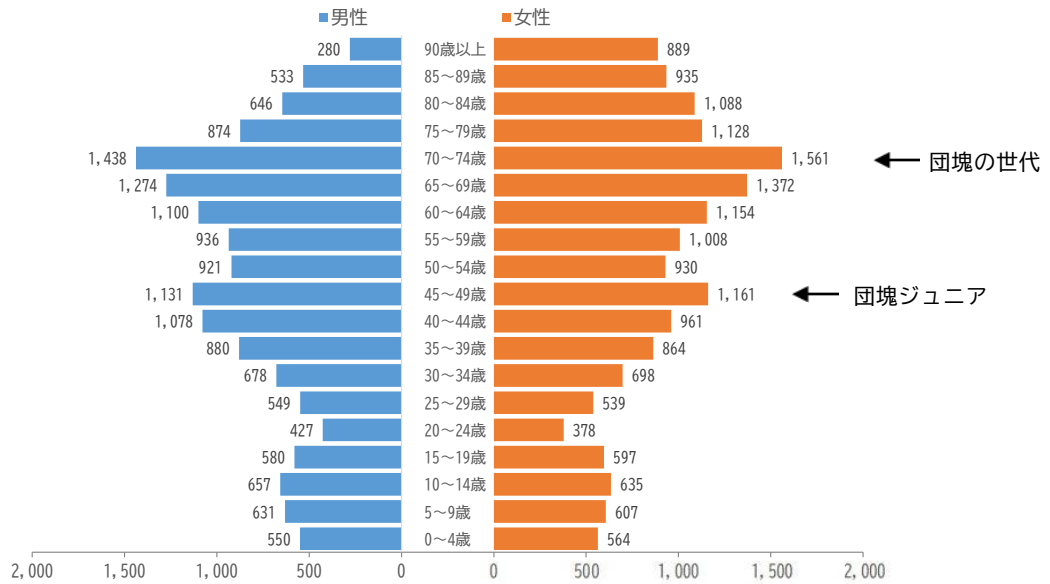
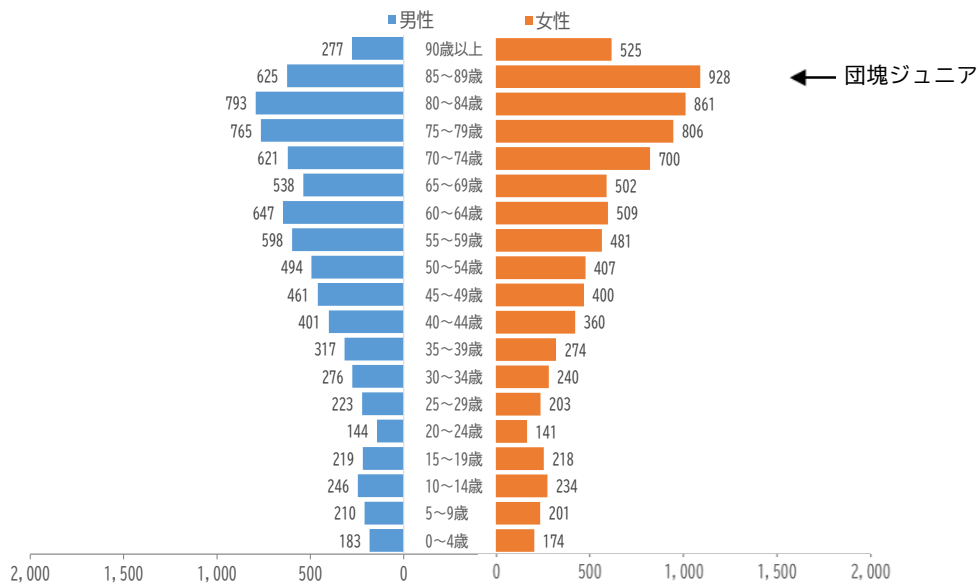


図 2-3 年齢5歳階級別人口の分布（令和42(2060)年）社人研推計

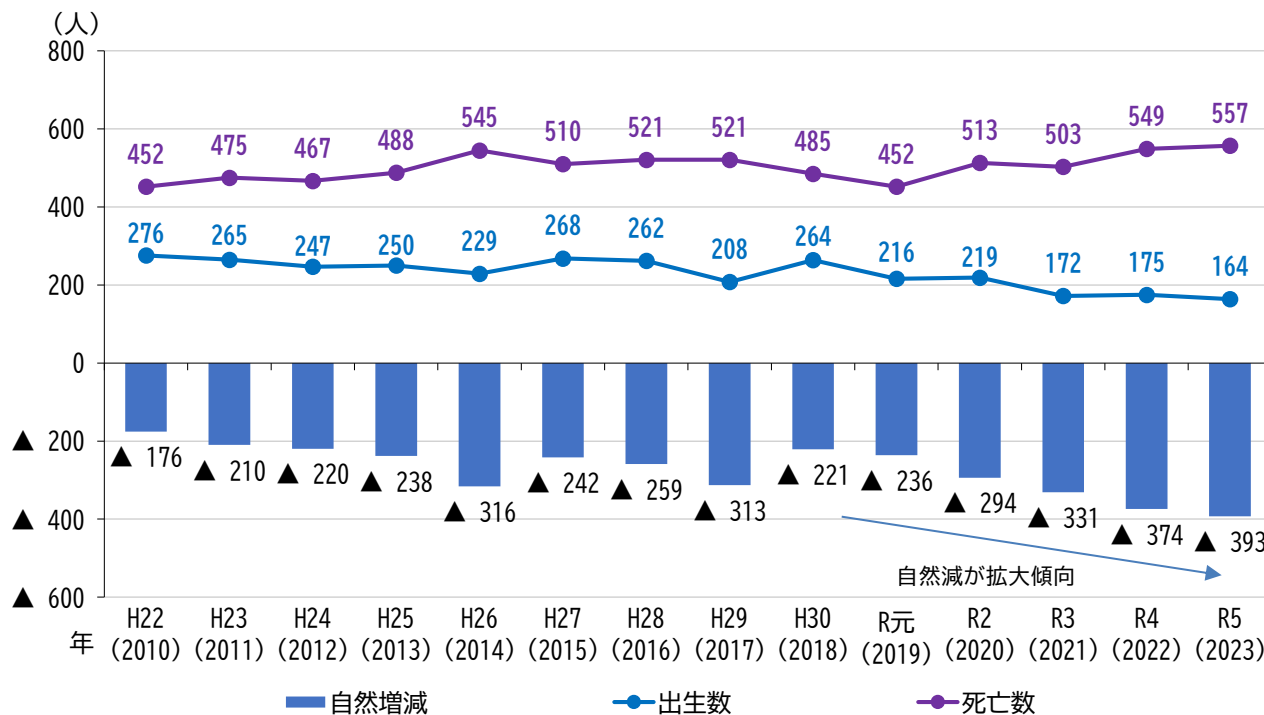


(3) 自然動態の推移

①出生・死亡の推移

本市では、出生数が減少傾向にあり、令和3(2021)年以降は200人を下回り、令和5(2023)年には164人となっています。一方、死亡数は近年増加傾向にあり、令和5(2023)年には557人となっています。いずれの時期においても死亡数が出生数を上回っており、近年は出生数の減少により、自然減は拡大傾向にあります。

図 2-4 出生・死亡数の推移



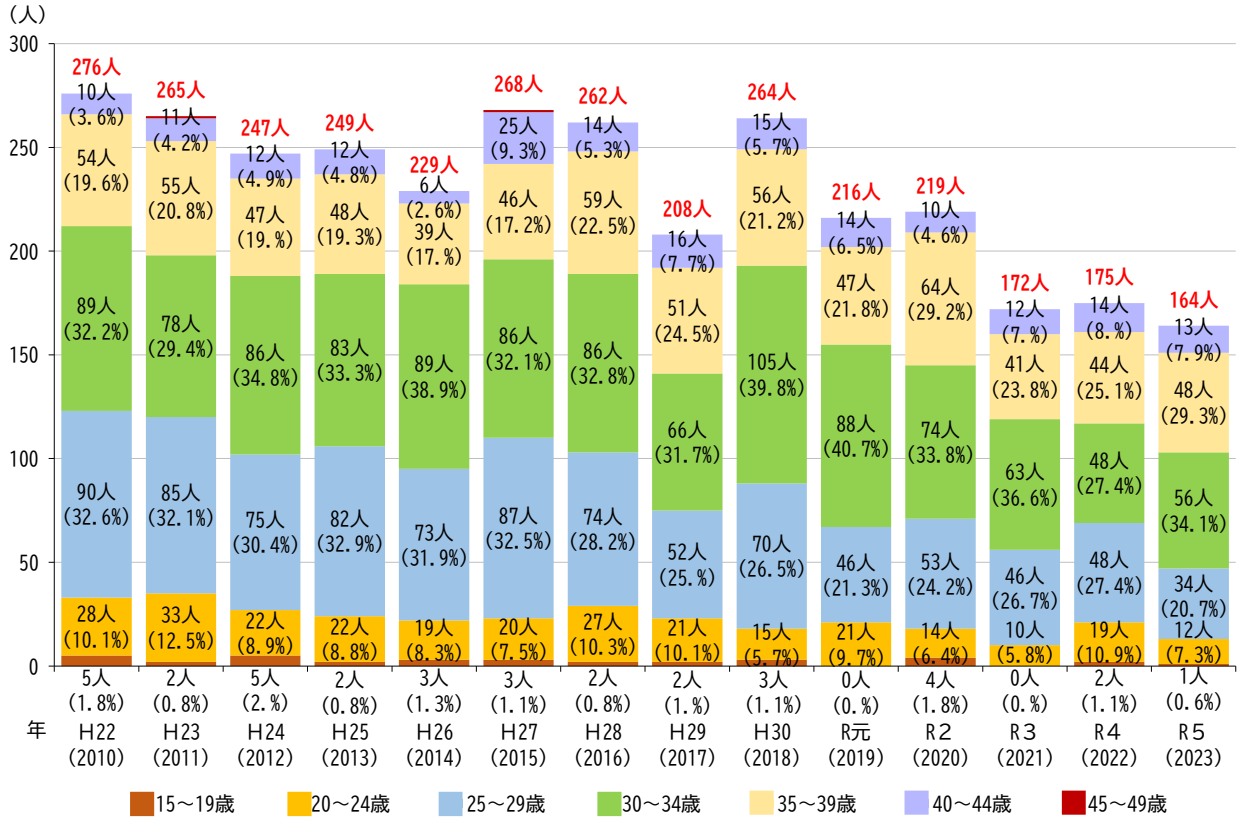
資料：人口動態調査

②出生状況

平成22(2010)年から令和5(2023)年までの出生数を母親の年齢階級別にみると、25～34歳が全体の6割以上を占めており、出生の中心的な年齢層となっています。

一方、近年の動向としては、25～29歳の割合が低下傾向にあるのに対し、35～44歳の割合は増加傾向にあり、出産時の年齢分布に変化がみられます。

図2-5 母親の年齢別出生数の推移



資料：人口動態調査

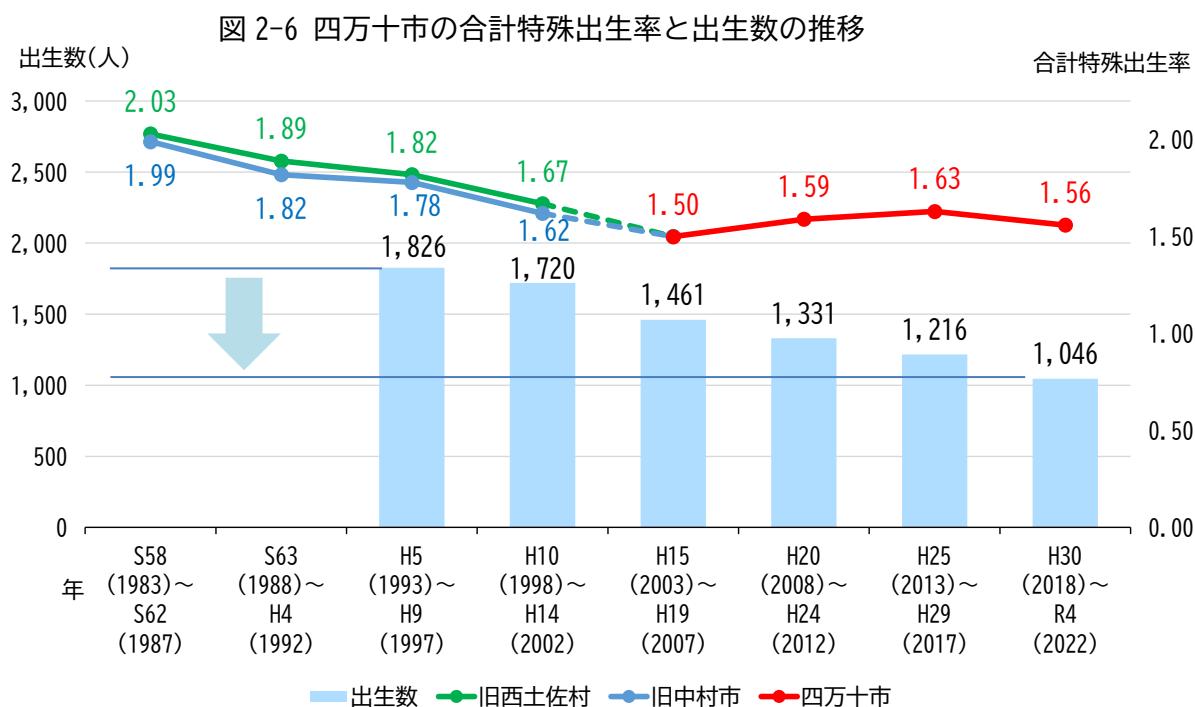
③合計特殊出生率と出生数の推移

合計特殊出生率をみると、昭和 58(1983)年から昭和 62(1987)年にかけて、合併前の旧中村市（バイズ推定）は 1.99、旧西土佐村では 2.03 でした。その後は低下傾向が続き、平成 15(2003)年から平成 19(2007)年には 1.50 まで低下しています。

平成 17(2005)年の合併（旧中村市と旧西土佐村）後は上昇に転じ、平成 25(2013)年から平成 29(2017)年には 1.63 となりましたが、平成 30(2018)年から令和 4(2022)年には 1.56 に再び低下しています。

この背景には、令和 2(2022)年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行による影響が考えられます。

また、出生数は減少傾向が続いており、平成 30(2018)年から令和 4(2022)年の出生数は 1,046 人となっており、平成 5(1993)年から平成 9(1997)年の出生数の 6 割未満となっています。



資料：人口動態保健所・市区町村別統計（バイズ推定）

注：合計特殊出生率は、「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

バイズ推定：当該市区町村を含むより広い地域である都道府県の出生、死亡の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生数、死亡数等の観測データを総合して当該市区町村の合計特殊出生率、標準化死亡比を推定する方法のこと。

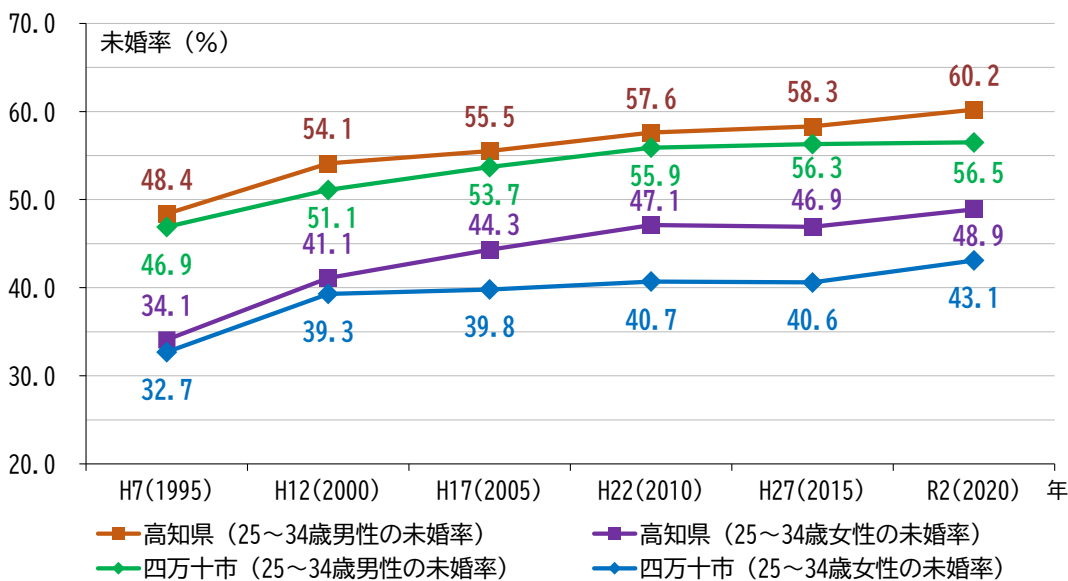
④未婚率の推移

本市の25～34歳の未婚率は、平成7(1995)年時点で男性46.9%、女性32.7%となっており、男性が女性を上回っています。

令和2(2020)年には男性56.5%、女性43.1%となり、引き続き男性が高い水準にあるとともに、平成7(1995)年と比べて男女ともに上昇しています。県と比較すると、本市の未婚率は男女ともに低い水準となっています。

また、生涯未婚率についても本市では男女ともに増加傾向にあり、令和2(2020)年では男性26.5%、女性19.5%となっています。生涯未婚率は男性が女性を上回っており、県と比べると本市は低い水準にあります。

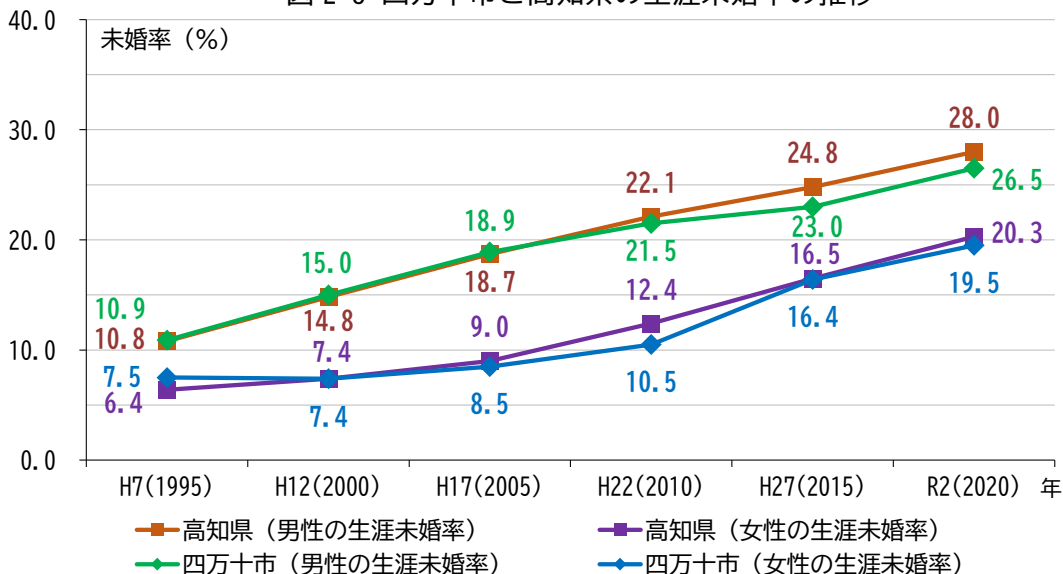
図 2-7 四万十市と高知県の25～34歳の未婚率の推移



資料：国勢調査

注：25～34歳の結婚したことがない人の割合（配偶者関係不詳を除く）

図 2-8 四万十市と高知県の生涯未婚率の推移



資料：国勢調査

注：生涯未婚率は、45～49歳と50～54歳の未婚率の平均（配偶者関係不詳を除く）

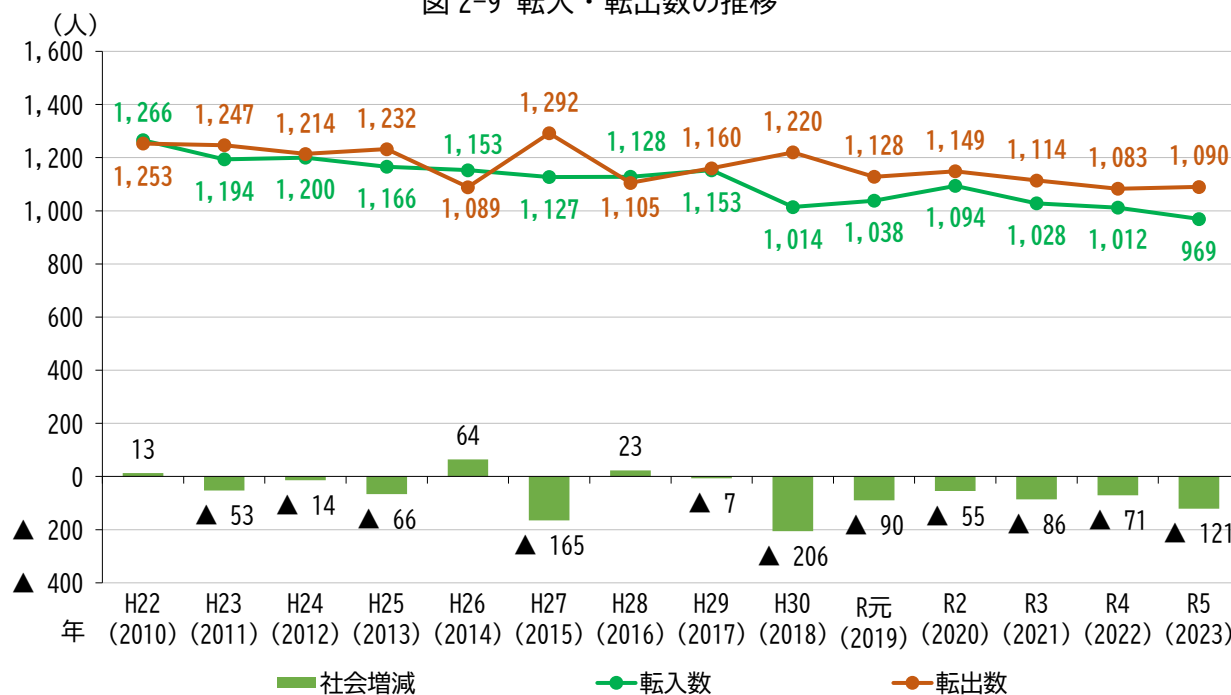
(4) 社会動態の推移

① 転入・転出の推移

転入数は、減少傾向にあり、令和5(2023)年には969人と1,000人を下回っています。

転出数は、近年1,200人前後で推移していましたが、令和5(2023)年には1,090人となっています。平成22(2010)年、平成26(2014)年、平成28(2016)年を除き、転出数が転入数を上回る状況が続いており、社会減の状態にあります。

図 2-9 転入・転出数の推移



資料：住民基本台帳人口移動報告

注：転入・転出数は、平成26(2014)年から平成29(2017)年までは日本人移動者、平成30年以降は外国人も含む。

②年齢3区分別人口移動の状況

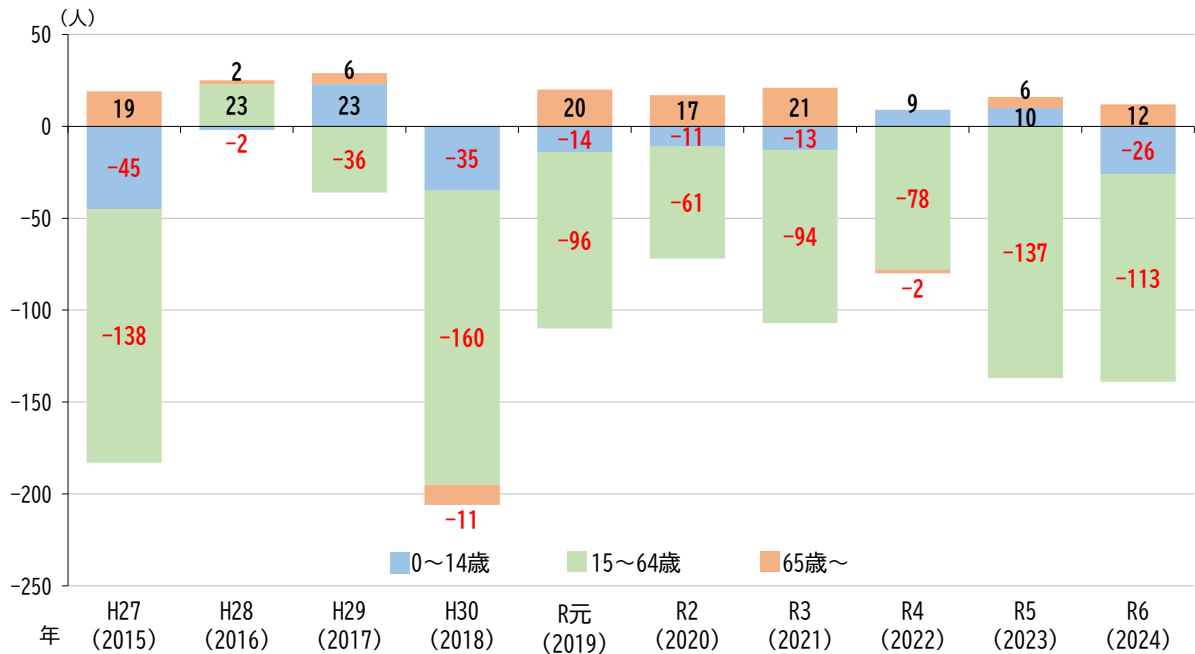
平成 27(2015)年から令和 6 (2024)年における本市の年齢3区分別における移動状況（転入者－転出者）は以下のとおりです。

0～14 歳は、平成 29(2017)年、令和 4 (2022)年及び令和 5 (2023)年は、転入超過となっていますが、その他については転出超過となっています。

15～64 歳は、平成 28(2016)年を除き、転出超過となっており、全年代の転出超過数の大半を占めています。

65 歳以上では、平成 30(2018)年及び令和 4 (2022)年を除き、転入超過となっています。

図 2-10 年齢3区分別人口移動の状況



資料：住民基本台帳人口移動報告

注：転入・転出数は、平成 27(2015)年から平成 29(2017)年までは日本人移動者、平成 30(2018)年以降は外国人も含む。

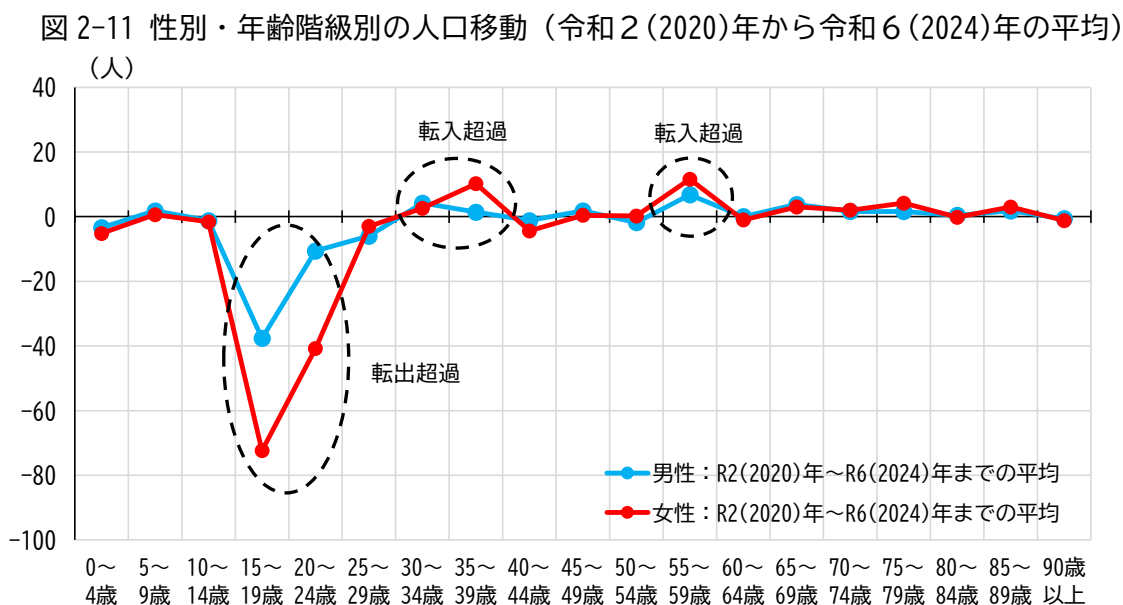
③性別・年齢階級別人口移動の最近の状況

令和2(2020)年から令和6(2024)年における5歳階級別の移動状況(転入者－転出者)をみると、男女ともに「15～19歳」及び「20～24歳」で転出超過となっており、進学や就職を契機とした市外への転出が主な要因であると考えられます。

一方、転入超過となっている年齢階級を見ると、男女ともに「30～34歳」、「35～39歳」及び「55～59歳」が転入超過となっています。

30代は子育て期にあたる世代であり、就職後のUターン・Iターン、結婚・出産等を契機とした移住が背景にあるものと推察されます。また、55～59歳では、転職や親族との同居、定年前後の生活環境の見直し等が影響している可能性が考えられます。

以上のことから、本市の人口移動は、若年層の進学・就職期における流出と30代及び中高年層の一定の流入という構造を有していると整理できます。



資料：住民基本台帳人口移動報告

(5) 地域間の移動の状況

令和6(2024)年の「住民基本台帳人口移動報告の特別集計」によると、本市の国内の移動状況は、転入932人、転出1,059人で127人の転出超過となっています。

転入の内訳をみると、県内市町村からの転入は588人で全体の約63%を占めています。一方、県内市町村への転出は550人で全体の約52%を占めています。

県内の転入元の内訳をみると、高知市が239人と最も多く、次いで宿毛市が84人となっています。同様に県内の転出先についても、高知市が287人と最も多く、次いで宿毛市が50人となっており、高知市との間で双方向の移動が特に多い状況がうかがえます。

図 2-12 四万十市の転入・転出の状況（令和6(2024)年）

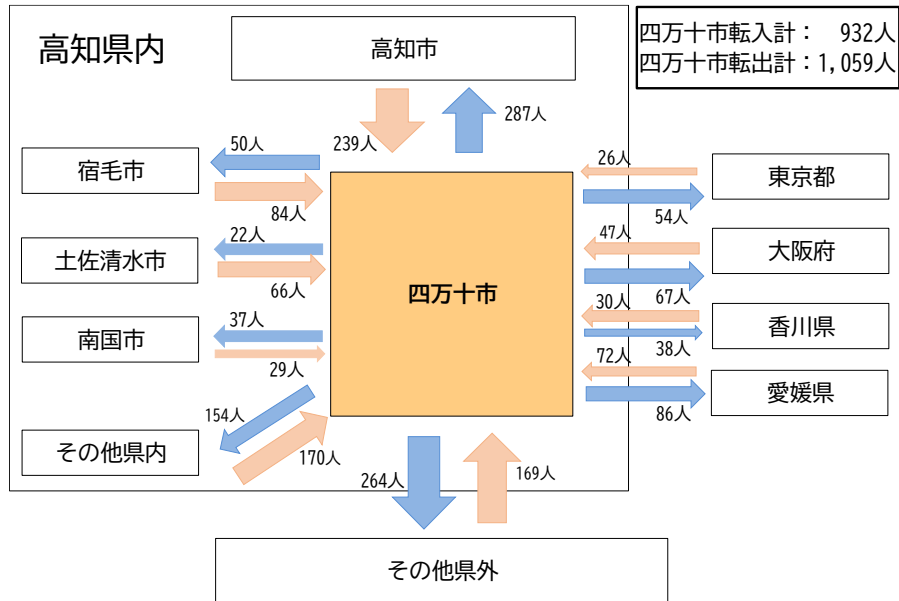


表 2-1 四万十市の転入数・転出数と純移動数（令和6(2024)年）

単位：人

自治体名称	転入数	転出数	純移動数	自治体名称	転入数	転出数	純移動数
高知市	239	287	-48	愛媛県	72	86	-14
南国市	29	37	-8	香川県	30	38	-8
須崎市	13	13	0	徳島県	18	13	5
土佐市	15	0	15	岡山県	11	27	-16
宿毛市	84	50	34	広島県	13	18	-5
土佐清水市	66	22	44	大阪府	47	67	-20
香南市	0	17	-17	兵庫県	21	36	-15
香美市	0	11	-11	京都府	10	15	-5
いの町	0	10	-10	愛知県	17	20	-3
四万十町	22	16	6	東京都	26	54	-28
				千葉県	0	15	-15
				神奈川県	0	29	-29
				埼玉県	0	20	-20
その他の市町	120	87	33	その他の県	79	71	8
高知県内計	588	550	38	高知県外計	344	509	-165
合計					932	1,059	-127

資料：「住民基本台帳人口移動報告の特別集計」（令和6(2024)年）

(6) 産業別就業人口（15歳以上）の状況

本市の産業別就業人口は、第3次産業が最も多いものの、総数としては減少傾向にあり、地域の産業を担ってきた雇用規模は縮小しています。

令和2（2020）年における第2次産業の就業人口は2,159人で、平成2（1990）年と比べると約51%に減少しています。また、第1次産業の就業人口は1,350人で、平成2（1990）年と比較すると約40%に減少しています。このように、基幹産業である第1次・第2次産業の就業者数が大幅に減少していることから、地域経済を支える生産基盤への影響が懸念されます。

一方で、産業別就業人口の構成割合を見ると、第3次産業の割合は上昇しており、令和2年には全体の約75%を占めています。

これは、第1次・第2次産業の就業人口が減少する中で、第3次産業の構成比が相対的に高まっていることを示しています。

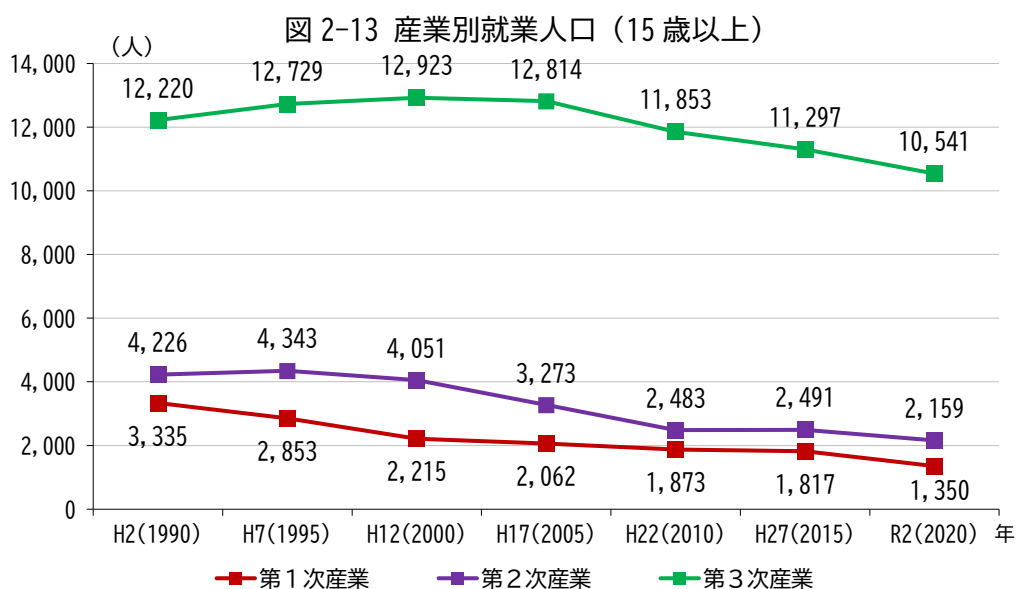
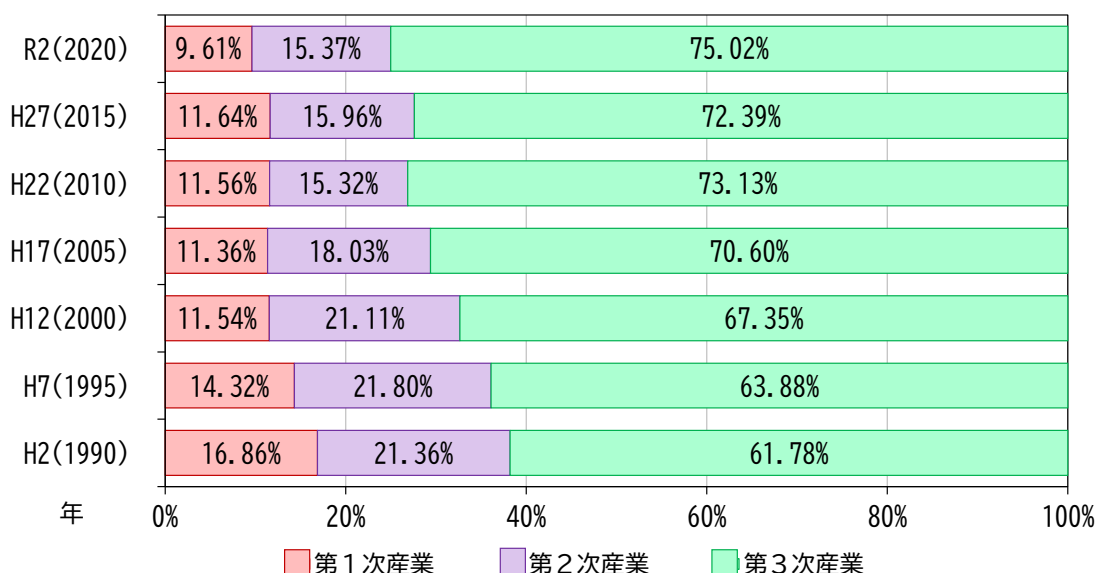


図 2-14 産業別就業人口構成（15歳以上）



資料：国勢調査

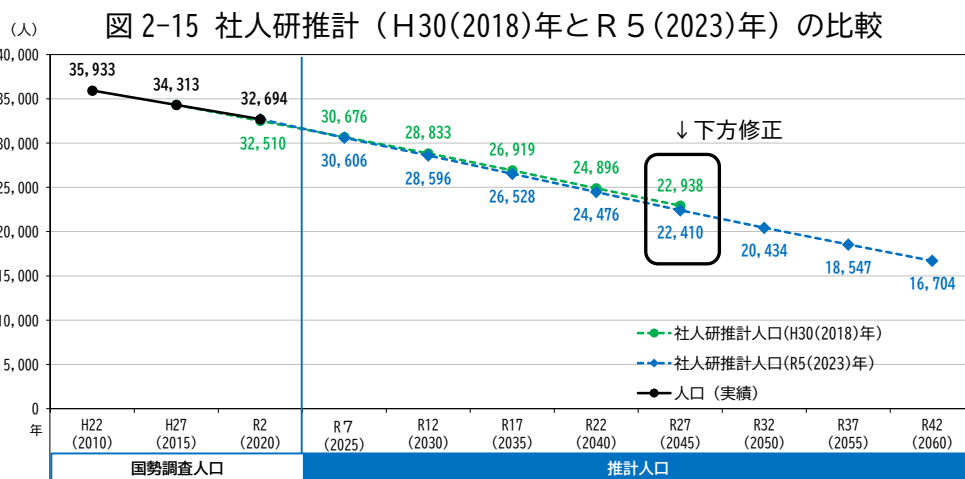
注：第1次産業とは農業、林業、漁業を指し、第2次産業は鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業を指す。第3次産業は第1次産業、第2次産業のどちらにも当てはまらない産業で、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、金融業、サービス業などを指す。

2.2 四万十市人口ビジョン（平成 27(2015)年）と社人研推計の比較

(1) 社人研推計（平成 30(2018)年と令和 5(2023)年）の比較

平成 30(2018)年に公表された社人研の人口推計では、令和 27(2045)年の人口を 22,938 人と予測していますが、令和 5(2023)年に公表された社人研の人口推計では 22,410 人へと 528 人下方修正されています。このことから、直近の社人研推計は、従前の推計と比較して人口減少の進行がより速い見通しとなっていることが分かります。

特に将来年次における人口規模の下方修正は、出生や社会移動の前提条件がより厳しい方向に見直されたことを示唆しています。



資料：令和 2(2020)年までは国勢調査（年齢 3 区分人口は年齢不詳を除く）
令和 7(2025)年以降は社人研推計人口

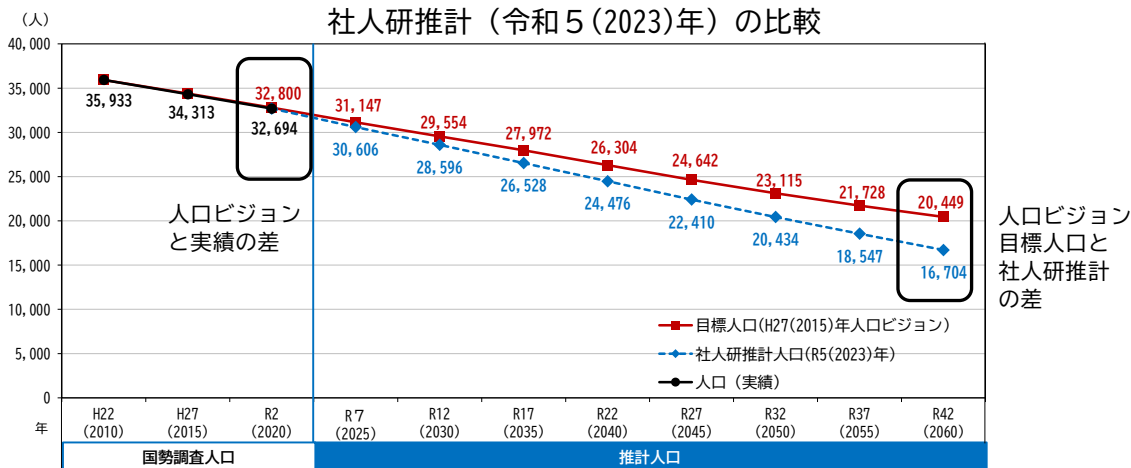
(2) 四万十市人口ビジョン（平成 27(2015)年）と社人研推計（令和 5(2023)年）の比較

平成 27(2015)年に策定した「四万十市人口ビジョン」では、令和 2(2020)年の人口を 32,800 人と想定していましたが、国勢調査による実績値は 32,694 人であり、想定値を 106 人下回る結果となりました。

また、人口ビジョン（平成 27(2015)年）では、令和 42(2060)年の目標人口を 20,500 人に設定していますが、社人研（令和 5(2023)年）推計では 16,704 人とされており、3,745 人の差が生じています。

このことから、人口ビジョンで掲げた将来目標と社人研推計との間には一定の乖離が生じており、目標達成に向けた取り組みの強化や前提条件の再整理が求められます。

図 2-16 四万十市人口ビジョン（平成 27(2015)年）と社人研推計（令和 5(2023)年）の比較



資料：令和 2(2020)年までは国勢調査（年齢 3 区分人口は年齢不詳を除く）
令和 7(2025)年以降は四万十市人口ビジョン又は社人研推計

2.3 人口の変化による本市への影響

(1) 財政への影響

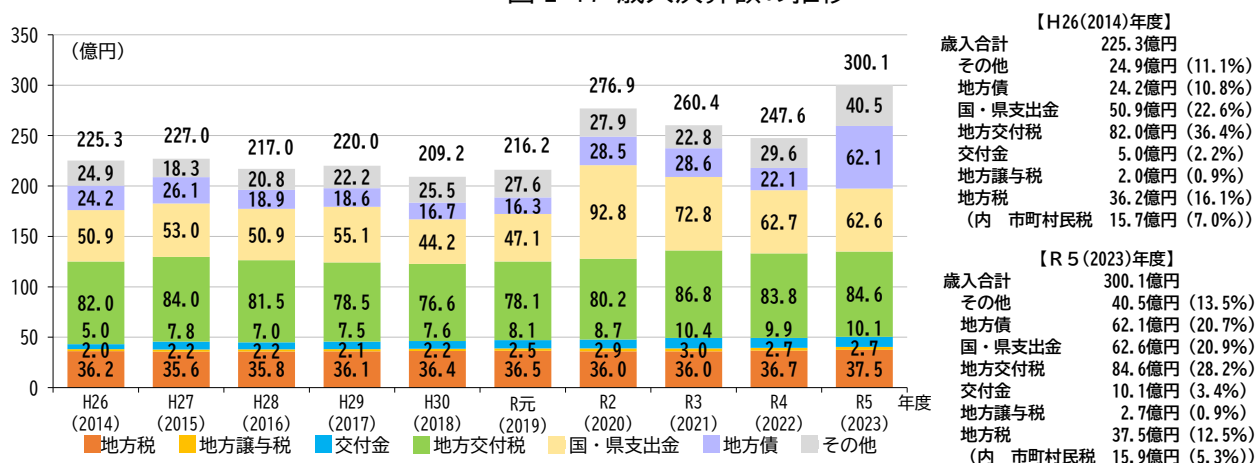
① 歳入

本市の歳入は、250 億円を超えた令和2(2020)年度、令和3(2021)年度及び令和5(2023)年度を除き、約200億円から約240億円で推移しています。

歳入構成をみると、地方税の割合は平成26(2014)年度の16.1%から令和5(2023)年度には12.5%へと低下しています。また、地方交付税の割合も、平成26(2014)年度の36.4%から令和5(2023)年度には28.2%へと低下しています。

今後、人口や企業数の減少が進行した場合、自主財源である地方税の確保が一層厳しくなることが見込まれます。その結果、地方交付税等への依存度が相対的に高まる可能性があります。

図 2-17 歳入決算額の推移



資料：総務省「地方財政状況調査関係資料 決算カード」

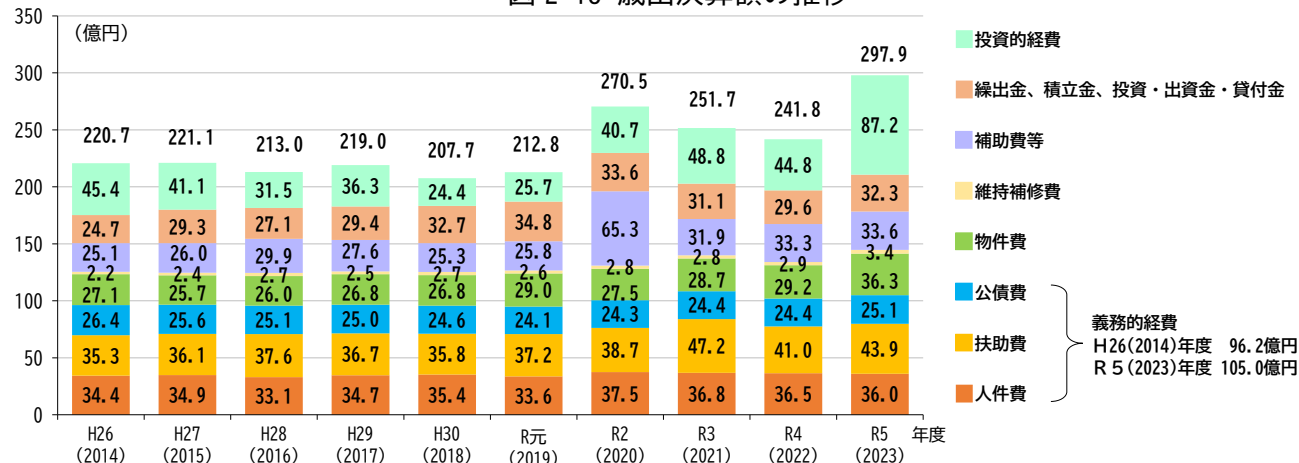
② 歳出

本市の歳出は、250 億円を超えた令和2(2020)年度、令和3(2021)年度及び令和5(2023)年度を除き、約200億円から約240億円の範囲で推移しています。

人件費、扶助費、公債費の合計である義務的経費は、平成26(2014)年度の96.2億円から、令和5(2023)年度には105.0億円に増加しています。

義務的経費の内訳をみると、社会保障等に充てられる扶助費の増加が最も大きく、少子高齢化の進行に伴い、今後も扶助費の増加が続くことが想定されます。

図 2-18 歳出決算額の推移



資料：総務省「地方財政状況調査関係資料 決算カード」

3章 四万十市の人口構造・人口動態等の課題

第2章「人口の現状と分析」を踏まえ、本市が直面している人口構造・人口動態等に関する主な課題について、以下の7項目に整理します。

3.1 総人口の長期的かつ急速な減少

本市の総人口は、昭和60(1985)年の40,609人を直近のピークとして減少を続けており、令和2(2020)年には32,694人となっています。

将来人口については、社人研の推計(令和5(2023)年)によれば、令和32(2050)年には20,434人、令和42(2060)年には16,704人まで減少すると見込まれており、令和2(2020)年と比較すると人口規模は約5割に縮小することが想定されています。

また、過去の社人研推計(平成30(2018)年)と比較しても、直近の推計では人口減少の進行がより速い見通しとなっており、今後、想定を上回る人口減少が進行する可能性があります。

人口規模の急速な縮小は、地域経済の縮小や行政サービスの維持困難化、地域コミュニティの衰退など、市政全般に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

3.2 出生数の減少による自然減の拡大

本市では、出生数の減少と死亡数の増加により、自然減の状態が長期的に続いています。出生数は近年減少傾向が顕著であり、令和3(2021)年以降は年間200人を下回り、令和5(2023)年には164人となっています。一方、死亡数は概ね500人前後で推移しており、自然減の規模は拡大傾向にあります。

合計特殊出生率は全国平均や県平均を上回る水準にあるものの、近年は低下傾向にあり、社人研の推計においても今後大きな回復は見込まれていません。出生数の減少が続いた場合、今後の年少人口及び生産年齢人口の減少は避けられず、人口減少を加速させる要因となります。

3.3 若年層を中心とした社会減の継続

本市の人口動態をみると、自然減に加えて社会減の状態が続いています。特に15～29歳の若年層において転出超過が顕著であり、進学や就職を契機とした市外流出が人口減少の大きな要因となっています。

将来人口推計においても、現状と同様の移動率が継続した場合、人口減少はさらに進行することが示されています。一方、移動が均衡した場合の封鎖人口(社会増減をゼロと仮定した推計)では、将来人口は一定程度上振れすることが見込まれており、社会減の抑制は人口減少対策において重要な要素であることが示唆されています。

3.4 生産年齢人口の減少と高齢化の一層の進行

年齢3区分別人口をみると、年少人口及び生産年齢人口はいずれも減少傾向にあり、老年人口の割合は上昇を続けています。将来推計では、令和12(2030)年以降、高齢化率が40%を超え、令和42(2060)年には約50%に達すると見込まれています。

また、令和7(2025)年以降は、年少人口、生産年齢人口及び老年人口のすべてが減少する局面に入ることが想定されており、人口構造は縮小と高齢化が同時に進行する段階へ移行していきます。

生産年齢人口の減少は、地域産業の担い手不足や税収の減少を通じて、市の活力低下につながるおそれがあります。

3.5 若者・子育て世代の定着と転入に向けた課題

近年の年齢階級別人口移動をみると、若年層の転出に加え、0～4歳の転出超過もみられ、子育て世代が市外へ転出している状況がうかがえます。一方で、30歳代では一定の転入超過がみられ、子育て期におけるUターンや新たな転入の動きも見られます。

将来人口推計において設定されている検討ケースからも、若年層の転出抑制と子育て世代の転入促進が人口減少の抑制に大きく寄与することが示されており、雇用環境、教育・子育て支援、住環境などを総合的に充実させる必要があります。

3.6 産業構造の変化と雇用基盤の脆弱化

本市の産業別就業人口をみると、第一次産業及び第二次産業の就業人口は長期的に減少しており、地域産業の担い手不足が進行しています。一方、第三次産業の構成割合は高いものの、就業人口自体は減少傾向にあります。

今後、生産年齢人口が大幅に減少する中で、地域内における安定的な雇用の確保が困難となることが懸念されます。若者や子育て世代の定着・移住を促進するためには、既存産業の付加価値向上に加え、デジタル技術の活用等による新たな雇用の創出が求められます。

3.7 人口減少・高齢化が行財政運営に及ぼす影響

人口減少と高齢化の進行に伴い、地方税収の減少が見込まれる一方、社会保障関係経費を中心とした義務的経費の増加が続いています。将来人口推計を踏まえると、今後も扶助費の増加が見込まれ、財政構造の硬直化が進行するおそれがあります。

このため、人口減少を前提とした行政サービスの提供体制の見直しと財政健全化を図るとともに、人口減少の進行を可能な限り抑制する取り組みを並行して推進していく必要があります。

4章 人口の将来展望

4.1 目指すべき将来の方向

結婚や出産は、個人の価値観や人生設計に基づく自由な選択であり、その意思は最大限尊重されるべきものであることを前提としつつ、本市の将来人口において、今後も一定の人口規模を維持していくためには、子育て施策や結婚支援の充実を通じて、結婚や出産を希望する人が安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、支えていくことが重要です。こうした取り組みにより、出生数の安定と自然減の抑制につなげていくことが期待されます。

あわせて、移住・定住の促進や地域企業の変革、企業誘致等を通じた産業基盤の強化により雇用を創出し、転出の抑制と転入の増加を同時かつ相乗的に進めていくことが求められます。これらの取り組みを総合的かつ戦略的に展開することで、将来人口の維持・確保に好影響を及ぼすことを目指します。

4.2 目標人口の試算

(1)合計特殊出生率

平成 27(2015)年に策定した「四万十市人口ビジョン」では、目標人口の実現に向けて、段階的に合計特殊出生率を引き上げ、令和 22(2044)年までに人口置換水準(2.07)へ回復させることを目標としていました。

しかしながら、合計特殊出生率(バイズ推定)は低下傾向にあり、出生数も減少傾向が続いています。

こうした状況を踏まえつつも、人口減少の進行を可能な限り抑制し、持続可能な地域社会を維持していくためには、子育て施策や結婚支援の充実など、出生数の減少を抑制するための取り組みを着実に進めることが重要です。

このため、人口目標の試算に当たっては、前回の「四万十市人口ビジョン(平成 27(2015)年)」における合計特殊出生率の推計値を継承し、令和 22(2040)年までに人口置換水準(2.07)へ段階的に改善を図るものと仮定します。

表 4-1 四万十市人口ビジョンにおける合計特殊出生率

推計年	令和 7 (2025)年	令和 12 (2030)年	令和 17 (2035)年	令和 22 (2040)年	令和 27 (2045)年	令和 32 (2050)年以降
人口ビジョン	1.70	1.84	1.96	2.07	2.07	2.07

表 4-2 四万十市の合計特殊出生率と出生数(実績)

項目	平成 25(2013)年～平成 29(2017)年	平成 30(2018)年～令和 4(2022)年
合計特殊出生率	1.63	1.56
出生数	1,216 人	1,046 人

(2)社会動態

平成 27(2015)年に策定した「四万十市人口ビジョン」では、令和元(2019)年には社会増減の均衡を図り、令和 2(2020)年以降は段階的に社会増へ転じることを目標としていました。

しかしながら、本市における令和 2(2020)年から令和 6(2024)年までの年齢別移動数の平均をみると、男女ともに転出超過の状況にあり、特に 15 歳～19 歳及び 20 歳～24 歳の若年層において転出超過が顕著となっています。一方、30 歳代では転入超過の傾向がみられます。

人口減少の進行を抑制する観点からは、若年層の転出抑制と子育て世代の転入促進を図ることが重要な課題となっています。

このため、人口目標の試算に当たっては、「高知県元気な未来創造戦略(令和 7(2025)年度版)」における県全体の社会増の目標(令和 22(2040)年以降に年間 1,000 人の社会増)を踏まえ、本市において転出抑制対策及び転入増加の取り組みを行うことを前提とします。

本市の社会増の目標値については、県全体の社会増の目標(年間 1,000 人)を基に、本市の人口規模を考慮して按分により算出し、5 年間で 236 人の社会増を見込みます。

$$\begin{array}{l} \text{社会増} \\ \text{の目標} \\ \text{(5年間)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{高知県全体の} \\ \text{社会増の目標} \\ \text{(年間 1,000 人)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{令和 2(2020)年} \\ \text{四万十市人口} \\ \text{32,694 人} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{令和 2(2020)年} \\ \text{高知県人口} \\ \text{691,527 人} \end{array}} \times 5 \text{年} = \begin{array}{l} \text{236 人} \\ \text{(5年間)} \end{array}$$

(3)人口推計

目指すべき将来の方向を踏まえ、次の仮定により目標人口を試算しました。

この結果、令和 22(2040)年以降において合計特殊出生率は人口置換水準(2.07)に改善し、社会増減は増加に転じます。

表 4-3 目標人口の試算結果

項目	R 7 (2025)	R 12 (2030)	R 17 (2035)	R 22 (2040)	R 27 (2045)	R 32 (2050)	R 37 (2055)	R 42 (2060)
総人口(人)	30,713	28,932	27,226	25,680	24,113	22,643	21,249	19,892
出生数(人)	990	928	891	923	890	822	755	705
社会増減(人)	-335	-137	-75	67	54	39	23	5
試算条件								
合計特殊出生率	1.70	1.84	1.96	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07
生残率	社人研推計(令和 5(2023)年)と同様の「生残率」を採用							
移動	社人研推計(令和 5(2023)年)と同様の「移動率」を採用 さらに、令和 7(2025)年から令和 12(2030)年の 5 年間で 78 人、令和 17(2035)年から令和 22(2040)年の 5 年間で 236 人の転入増加(社会増)見込む。 ※男性・女性ともに、15～19 歳、20～24 歳、25～29 歳、30～35 歳において同数の社会増を見込む。							

4.3 将来展望のまとめ

4.2 で設定した試算条件に基づき、将来展望人口を整理します。

合計特殊出生率については、「四万十市人口ビジョン（平成 27(2015)年）」の考え方を基本とし、子育て施策や結婚支援の充実を通じて、令和 22(2040)年頃までに人口置換水準(2.07)へ段階的に改善を図ることを目指します。

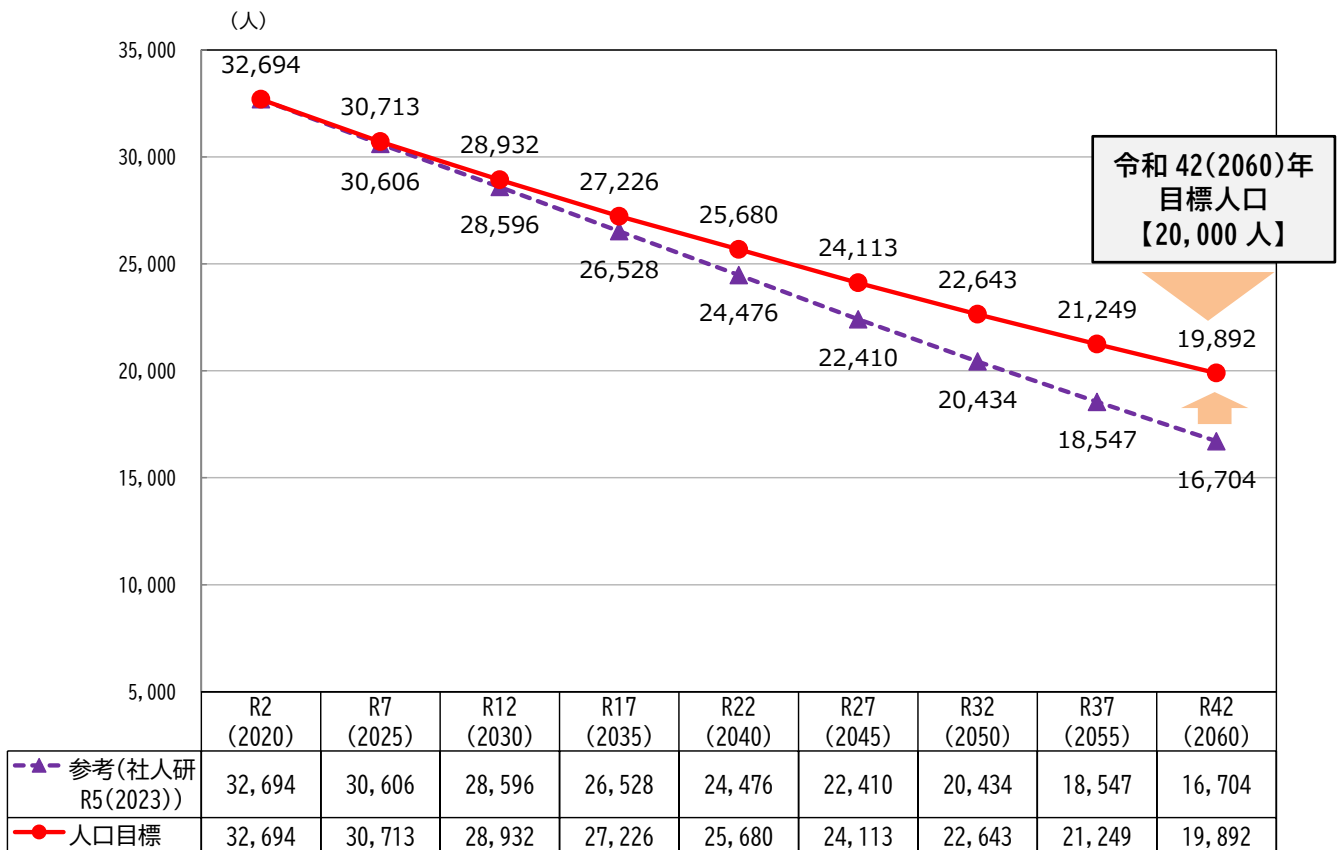
社会移動については、15～35 歳の若年・子育て世代の人口確保を図る観点から、転出抑制対策及び転入増加の取り組みを進め、当該年代における転入超過の実現を目指します。

以上の前提のもとで試算した結果、本市の将来人口は、合計特殊出生率の改善及び社会移動の好転により、令和 42(2060)年に 19,892 人となる見通しです。これは社人研推計と比較して 3,188 人の増加に相当します。

こうした将来展望を踏まえ、本市の目標人口は、令和 42(2060)年におおむね 20,000 人と設定します。

目標人口（令和 42(2060)年） 20,000 人

図 4-1 目標人口の試算結果



第2部 総合戦略

1章 計画策定にあたって

1.1 総合戦略策定の経過及び目的

国全体において、急速な少子高齢化が進展し、特に地方では、人口減少と高齢化が顕著となる中、東京圏への人口の過度集中を是正し、地方における人口減少の抑制と住みよい地域づくりの推進を目的として、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。これに基づき、同年12月には、国が人口の現状と将来像を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と重点的に取り組む施策の方向性を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に向けた取り組みが本格的に開始されました。

本市においても、国や県の長期ビジョンを勘案しつつ、本市の実情や課題に基づき、重点的かつ戦略的に取り組むべき方向性を定め、平成27年に「第1期四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和2年には「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、直面する人口減少、少子高齢化、地域経済の縮小に対する各種施策に取り組んできました。

しかしながら、依然として、出生数の減少や若者を中心とした転出超過などにより、本市の人口減少に歯止めがかからない状況にあり地域経済にも大きな影響を及ぼしています。こうした中、第2期総合戦略が令和7年度をもって期間満了となることから、第2期総合戦略で進めてきた施策の成果と課題を検証したうえで、国が令和7年12月に策定した「地方創生に関する総合戦略」を踏まえつつ、県の総合戦略と方向性を共有した新たな地方創生の指針として「第3期四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

1.2 第2期総合戦略の振り返り

(1) 人口動態

①自然動態（出生・死亡）

令和2年～令和6年までの出生数は922人と見込んでいましたが、実績値は886人となり、想定を下回る結果となりました。

②社会動態（転入・転出）

平成28年以来、社会減がつづいており、人口ビジョンで掲げた目標との乖離が生じています。

(2) 基本目標ごとの進捗概況

《基本目標1》地産外商により安定した雇用を創出する

目標値を達成した評価指標と後退した評価指標がそれぞれ約3割となっています。農業分野では、ゆず・栗の栽培面積が目標を達成した一方、企業誘致や雇用創出に係る指標は進捗が見られず、取り組みの見直しが課題となっています。

《基本目標2》新しい人の流れをつくる

目標値を達成した評価指標は約2割にとどまり、約3割が目標値を下回っています。移住推進体制や受入環境の整備に課題があり、さらなる充実が求められます。

《基本目標3》若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

半数以上の評価指標で目標を達成しており、概ね順調に進捗しています。一方、婚活イベント等の参加者数の減少が見られることから、引き続き動向を注視しつつ、柔軟な取り組みを進めていく必要があります。

《基本目標4》地域にあった小さな拠点をつくり、まちとの連携により市民の暮らしを守る

半数の目標値を達成し、目標値から後退した評価指標は2つにとどまっており、全体としては概ね順調に進捗しています。

一方、JR予土線利用者数については、若年層の利用減少や便数の削減などの影響により目標値を下回っています。

(3) 第2期総合戦略の総括

第2期総合戦略では、出生数が想定を下回り、社会減の傾向も継続しているため、各施策の一層の強化が必要です。

経済分野では農業に一定の成果があったものの、企業誘致や雇用創出には課題が残りました。子育て支援施策は概ね順調に進捗していますが、地域の担い手確保や生活基盤の維持・充実に向けた課題が残されています。

2章 第3期総合戦略における基本的な考え方

2.1 人口減少と地域経済縮小の克服

本市では、高齢者が多く、若い世代が少ない人口構成となっており、今後も生産年齢人口や年少人口の減少が見込まれています。この人口構造を短期間で大きく転換することは容易ではありません。

人口減少が進行すれば、労働力人口が減少し地域経済においても深刻な影響を及ぼします。その結果、医療、福祉、教育、インフラなど私たちが生活するうえで必要な社会基盤が維持できなくなり、さらなる人口流出を引き起こすという悪循環に陥るおそれがあります。

広い市域を有する本市では、特に市街地において空き家や未利用地の増加などの空洞化が進むとともに、中山間地域では、高齢化の進行により、集落の維持・存続が危惧されています。

また、本市は自然災害リスクや社会的・経済的要因によって影響を受けやすい脆弱性の高い地域となっています。加えて高規格道路をはじめとする幹線道路網の整備が十分とはいえず、切迫する南海トラフ地震をはじめとする大規模災害への備えはもとより、産業振興、交流人口の拡大など、経済活動への影響が大きいことから持続可能なまちの実現に向け、その基盤整備を着実に進めていくことが重要です。

こうした意識を市民と共有し、四万十川をはじめとする豊かな自然環境の保全と持続可能な利用を図ることを念頭に、その特色や地域資源を最大限に生かし協働して取り組むことが、人口減少に歯止めをかける大きな一歩になると考えています。

そこで、第3期総合戦略においては、第1期及び第2期総合戦略で進めてきた施策の成果と課題を検証したうえで、継続及び新規施策の優先順位を設定し、重点かつ効果的に推進します。

これにより、人口減少と地域経済縮小の克服を図り、将来にわたって活力と魅力にあふれ、安心して暮らし続けることのできる四万十市の実現を目指します。

2.2 国・県総合戦略との連携

まち・ひと・しごと創生法第10条では、国・県総合戦略を勘案し、市町村の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画として市町村版総合戦略を策定することが求められています。

国の地方創生2.0基本構想では、目指す姿として「強い経済」「豊かな生活環境」「新しい日本・楽しい日本」が掲げられており、それらを踏まえた政策目標として国の地方創生に関する総合戦略においては、「強い経済」「豊かな生活環境」「選ばれる地方」の三つが設定されています。この考え方を踏まえ、本市の第3期総合戦略においても、国が示す方向性を十分に勘案したうえで策定します。

また、地方創生を力強く推進していくためには、県と市町村が連携協調して、相乗効果を発揮することが不可欠であるため、具体的な施策の展開や実施にあたっては、県との積極的な連携を図ります。

2.3 総合戦略の計画期間

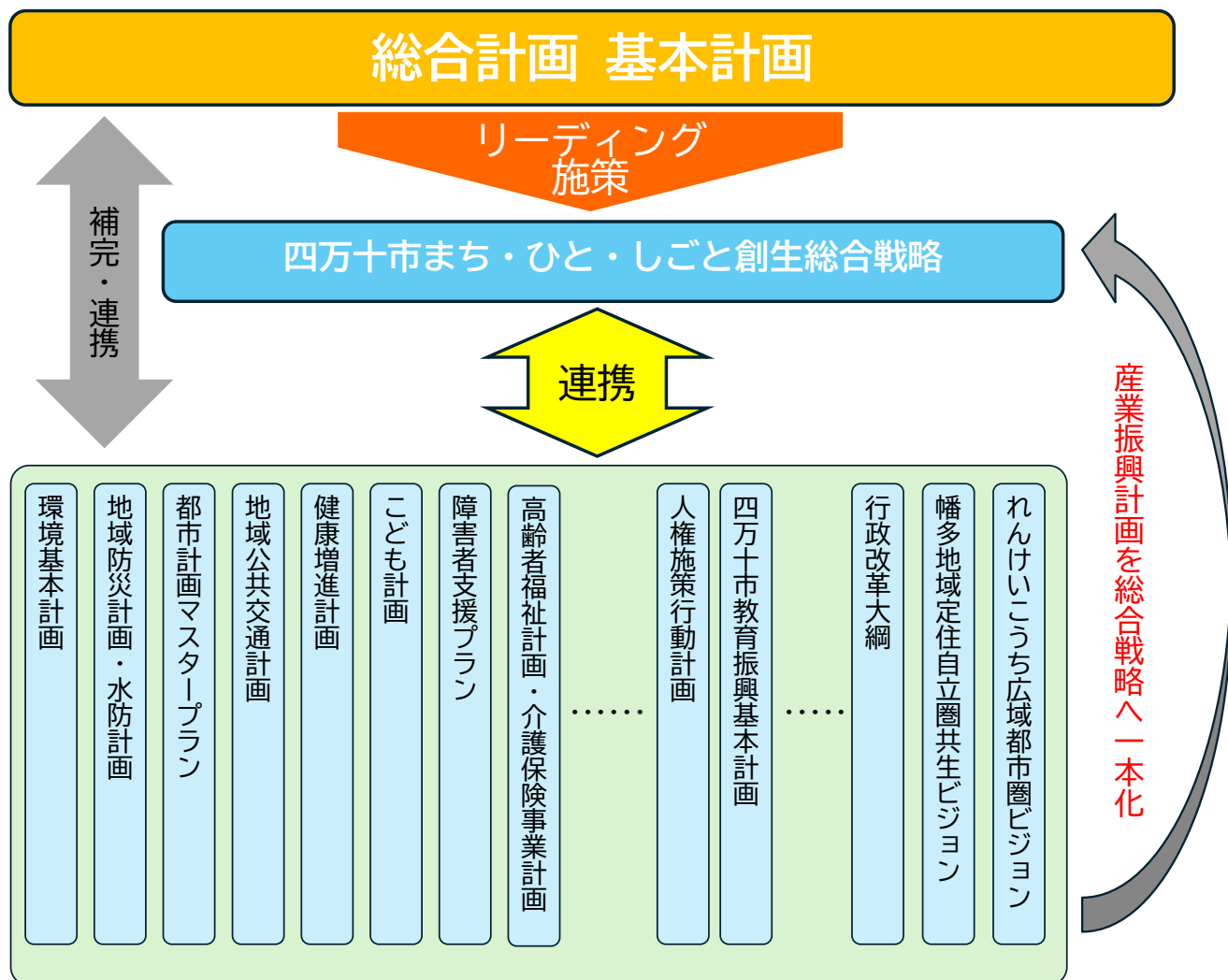
第3期総合戦略の計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

3章 総合計画等との関連性及び位置付け

「第3期四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「第2期四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に引き続き、「第2期四万十市総合計画」の「リーディング施策」として位置付け、各分野において策定する個別計画とも相互に補完・連携しながら推進することとしています。

また、「産業振興計画Ver.2」を「第3期四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に一本化することで、一体的な施策の展開と進捗管理の効率化を図ります。

《体系図》



3章 総合計画等との関連性及び位置付け

《総合計画基本計画の施策と総合戦略の関連性》

総合計画 - 基本計画 -		総合戦略 基本目標		
		総合戦略		
		基本目標	基本目標	基本目標
		1	2	3
基本理念	受け継ぐ、結ぶ、拓く			
将来像	伝統が息づき、人がつながり、未来をともに築くまち四万十市			
5つの基本目標と12の基本政策、33の主要施策				
基本目標1	地域資源の保全と活用、デジタルを融合した産業と暮らしを育てるまちづくり			
	政策1 自然環境・景観の保全と共生の推進			
	施策1 豊かな自然環境の保全	●		
	施策2 美しい水環境・景観の形成	●		
	施策3 循環型社会の構築と地球温暖化の防止	●		
	政策2 地域資源を活かした産業の育成			
	施策4 地域で暮らし移げる農業の振興とスマート農業の推進	●		
	施策5 山で若者が働く、全国トップクラスのヒノキ産地づくり	●		
	施策6 次世代へつなぐ資源回復と安定し魅力ある水産業の振興	●		
	政策3 魅力の発信と就業環境整備による関係・交流人口の拡大			
	施策7 地域の魅力を届け、にぎわいを呼び込む観光振興	●		
	施策8 顧客に選ばれる商工業の振興とにぎわいの創出	●		
	施策9 多様な働き方を支える企業誘致と雇用創出の推進	●	●	●
基本目標2	学びと子育てを、支え、繋げるまちづくり			
	政策4 子育て・教育環境の整備			
	施策10 デジタル化と地域協働による子育て環境の充実		●	●
	施策11 教育環境の整備		●	●
	施策12 学校教育の充実		●	●
	施策13 青少年・若者の育成		●	●
	政策5 歴史・文化の継承とスポーツの振興			
	施策14 地域文化の再発見・保全		●	
	施策15 生涯学習・スポーツの振興		●	
基本目標3	支え合いで築く、安心して暮らし続けられるまちづくり			
	政策6 住民みんなの健康づくりの推進			
	施策16 医療体制の確保		●	
	施策17 生涯健康づくりの推進		●	
	政策7 支え合う地域づくりの推進			
	施策18 地域福祉の持続化と推進		●	
	施策19 高齢者福祉の充実		●	
	施策20 障害者福祉の充実		●	
基本目標4	強靱な基盤と共助で支える災害に強いまちづくり			
	政策8 安全・安心の確保			
	施策21 災害に強いまちづくりの推進		●	●
	施策22 消防・救急体制の充実		●	●
	施策23 地域コミュニティの活性化による共助の体制づくり		●	●
	政策9 拠点都市機能の充実			
	施策24 にぎわいのある市街地の形成		●	●
	施策25 交通基盤の整備		●	●
	政策10 住みやすさの確保			
	施策26 良好な居住環境の整備		●	●
	施策27 都市基盤の整備・充実		●	●
	施策28 防犯・交通安全の推進		●	●
基本目標5	時代の変化に対応した、協働のまちづくり			
	政策11 市民参画と協働のまちづくり			
	施策29 住民自治と地域活動の推進		●	●
	施策30 人権が尊重されるまちづくり		●	●
	政策12 行財政の運営			
	施策31 効果的な行財政運営	●	●	●
	施策32 自治体DXの推進による業務のスマート化	●	●	●
	施策33 広域行政の推進	●	●	●

リーディング施策として位置付ける

4章 総合戦略の効果的な推進

4.1 総合戦略の策定・推進にあたっての視点

人口減少の克服と地方創生の実現に向けて、より効果的な総合戦略の策定と推進を行うため、以下の7つの視点を持って取り組みます。

- ①人口減少の負のスパイラルに歯止めをかけ、まち・ひと・しごとの創生と好循環の実現を目指します。
- ②四万十市総合計画の具現化と一層の推進を図る戦略とします。
- ③国の地方創生に関する総合戦略（令和7年12月23日閣議決定）に盛り込まれた政策目標と主な施策の趣旨を踏まえた効果的な戦略を策定し推進します。

【国の地方創生に関する総合戦略における政策目標と主な施策】

1. 強い経済

自立的で持続的に成長する「稼げる」経済の創出により、新たな人を呼び込む地方経済を目指す。

- 地域における高付加価値型産業創出
 - ・地域資源の活用促進、GX・DX（脱炭素・デジタル化）の推進、産業の地方移転・産業立地促進、中小企業等の稼ぐ力の強化、スタートアップの創出促進、地場産品の輸出促進、インバウンド促進。
- 地域の人材力強化
 - ・人材育成・リスクリング促進（新たな業務や職種に対応するために必要な知識・技能を再習得すること）。

2. 豊かな生活環境

生きがいをもって働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築し、魅力と活力を創出する地方の生活環境を目指す。

- 持続可能な生活インフラの実現
 - ・公共交通の維持、買物環境の維持、インフラの維持、災害対応の強化の促進。
- 地域の暮らしの満足感向上
 - ・満足できる子育て・医療・介護・福祉サービスの実現、持続可能なまちづくり。

3. 選ばれる地方

強い経済と豊かな生活環境の基盤の上に創り出される、若者や女性にも選ばれ、一人一人が幸せを実感でき、自己実現を図っていくことができる活力ある地方を目指す。

- 魅力が感じられる地方の実現
 - ・多様性に富んだ地方の実現、教育環境整備の推進、都市と地方の共生の実現、地方への移住推進。

- ④官民協働・広域連携により推進します。
- ⑤県版総合戦略や県産業振興計画との整合性を意識して総合戦略を策定するとともに、具体的な施策等の展開や実施にあたっては、県との積極的な連携を図ります。
- ⑥AI、IoT（機器をネットにつなぐ技術）、自動運転、5G（高速・大容量の次世代通信）などの先端技術や科学技術研究の成果を活用し、地域課題の解決や産業の高度化につなげます。あわせて、地方創生2.0の方向性を踏まえ、デジタル技術の社会実装を通じた持続可能で効率的な地域づくりを推進します。
- ⑦地方創生の取り組みはSDGsの理念と共通するものであることから、本市の総合戦略の推進にあたっては、SDGsの理念を踏まえるとともに、ESG（環境・社会・ガバナンス）の視点を取り入れ、持続可能な地域づくりに取り組みます。

【SDGsの17の目標】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆SDGsについて

「SDGs (Sustainable Development Goals/持続可能な開発目標)」は、平成 27 年 9 月に国連で採択された、令和 12 年までに達成を目指す国際目標です。貧困、教育、環境、経済成長など幅広い分野にわたる 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、地域が直面する多様な課題と密接に関係する包括的な枠組みです。

◆ESGについて

「環境 (Environment)」「社会 (Social)」「ガバナンス (Governance)」の頭文字をとったもので、企業の持続可能性や社会的責任を重視する考え方です。

本市は令和 7 年 3 月に、「四万十市 ESG 推進都市宣言」を行い、市及び市内企業の持続的成長に向け、環境・社会・ガバナンスの 3 つの視点を踏まえた取り組みを戦略的に推進することを宣言しています。

4.2 進捗管理体制

総合戦略の進捗管理については、市長を本部長とする庁内組織「四万十市まち・ひと・しごと創生推進本部」及び専門的見地からの意見を聴取する外部有識者組織「四万十市まち・ひと・しごと創生会議」において実施します。

PDCAサイクル (計画・実行・評価・改善の繰り返し) により、設定した数値目標と重要業績評価指標 (KPI) を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて見直しを行うとともに総合戦略を改定します。

このPDCAサイクルを確立し、継続的な検証と改善を行うことで、より効果的かつ実効性の高い総合戦略へと磨き上げ、四万十市の創生を推進します。




5章 基本目標

国の地方創生に関する総合戦略では、人口減少社会においても地方が持続的に発展していくための方向性として「強い経済」「豊かな生活環境」「選ばれる地方」の実現を目標に掲げています。これらは、地域の成長力を高めるとともに、暮らしの質を向上させ、若者や女性をはじめとする多様な人材から選ばれる地域を形成することを目指すものです。

本市においても、こうした国の戦略目標と地域の実情や課題を踏まえた上で、四万十市総合戦略の基本目標を次の3つに設定します。

3つの基本目標の実現に向け、国の地方創生に関する総合戦略と方向性を共有しながら、本市の特性を生かした施策を重点的かつ一体的に推進することで、人口減少と地域経済縮小の克服に向けた取り組みを進めていきます。

総合戦略		
基本目標1 新たな人を呼び込み、強い地域経済を創出する	基本目標2 生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築する	基本目標3 若者や女性に選ばれるまちづくり
地域資源を生かした産業振興や雇用の創出を図るとともに、企業誘致等による地域外からの新たな人材の呼び込みを行うことにより、持続可能な地域経済の確立を目指します。	医療・福祉・子育て・交通などの生活基盤の維持・確保や災害に強いまちづくりを推進することで、市民一人ひとりが生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境の構築を目指します。	働き方や暮らし方の多様化に対応した施策を展開することで、移住・定住や関係人口の創出・拡大につなげ、将来にわたり活力ある地域の形成を目指します。
 達成を下支え 横断目標 基本目標達成に向けたDX（デジタルトランスフォーメーション）推進の取り組み		

6章 基本目標ごとの数値目標と基本的方向、具体的な施策

基本目標1 新たな人を呼び込み、強い地域経済を創出する

《数値目標》

目標指標		基準値	目標値 (R11)
農業分野	農業産出額	3,340,000 千円 (R5)	3,760,000 千円
	認定農業者数	120 人	120 人
	新規就農者数	3 人 (R6)	3 人
林業分野	原木生産量	61,897 m ³ (R4)	75,000 m ³
	木材・木製品製造品出荷額等	775,000 千円 (R2-4 平均)	900,000 千円
水産業分野	内水面漁業漁獲量	35 t	50 t
商工業分野	小売・卸売業年間商品販売額	59,412 百万円 (R2)	70,000 百万円
	製造品出荷額等	12,962 百万円 (R4)	13,000 百万円
観光分野	観光入込客数	1,125,225 人 (R6)	1,200,000 人
	市内宿泊者数	242,951 人 (R6)	264,000 人
	幡多地域での観光消費額	32,400 円/人 (R6)	34,400 円/人

《基本的方向》

地域資源を最大限に活かし、付加価値の向上と外需の取り込みによって「稼ぐ力」を高める産業構造への転換を目指します。

①スマート農林水産業の推進、6次産業化の推進、地域資源を活かした商品開発、産業間連携等による高付加価値化を推進するとともに、地産外商の強化や販路拡大を図ることで、全国・海外市場も見据えた「新しい産業の創出・育成」を進めます。

②一次産業の担い手確保や企業誘致、創業支援、産・官・学・金連携によるDX・GX人材の育成や学生と地元企業の接点創出を一体的に推進し、成長機会のある雇用と多様な働き方を広げることで、特に「若者・女性に選ばれる仕事」を創出します。

③地産地消による地域内経済循環の拡大と、地産外商による外貨獲得を両輪として地域全体の付加価値と生産性を高め、事業収益の向上を賃金・所得へと波及させることで、「所得の向上」につながる持続可能で強い地域経済の構築を目指します。

これらの施策を通じて、地域の稼ぐ力と生産性を高め、所得向上と雇用創出が好循環する強い地域経済の実現を図ります。

《具体的な施策》**1) 農業の振興****①戦略品目の生産拡大**

本市の農業は、水稻や多品目の園芸野菜、ゆずをはじめとした果樹、畜産と多様性がみられますが、品目に特化した産地としての地位は十分確立されていません。

このため、ゆず・栗・米ナス・ぶしゅかん等を「戦略品目」に位置づけて産地形成を支援するとともに、水稻では「しまんと農法米」のブランド化に向けて支援を行っています。

これらの品目で産地形成を推進するため、品目に応じて定植拡大、認定農業者等の担い手（以下「認定農業者等」といいます。）確保、販売促進等の支援により、生産拡大及びブランド化を図ります。

また、収益性の高い有望品目の検討を継続的に行い、農業を取り巻く環境変化に応じて、戦略品目や産地提案品目の見直しを行うとともに、これら品目の農業研修が受けられる体制整備を図ります。

②経営力の強化と組織的な経営の推進

人口減少や高齢化が進行する中であっても、営農の効率化を推進し、地域農業を維持するため、基盤整備を推進します。

また、水田農業の効率化を図るため、これまで集落営農の組織化を進めてきたところですが、現リーダーの引退後を見据えると、今後は後継者確保の課題が顕在化すると考えられています。このため、集落営農組織の法人化や広域連携化、雇用就農の支援を行い、営農組織としての経営力強化を図ります。

加えて、集落営農組織の発展に向けて通年型農業の取り組みが重要であるため、商工・観光分野との連携による6次産業化や販路拡大（出口戦略）を推進します。

③新規就農者の確保

農業者の減少や高齢化が進行する中、市内における経済循環の起点の一つである農業分野の産業規模の維持が課題です。今後、離農や引退する高齢農業者の増加が見込まれる中、産業規模の維持に必要な新規就農者の確保に向けて、就農相談会への出展やデジタルツールの活用による情報発信を進めます。

また、円滑な新規就農については、公的な研修施設及び指導農業士等との補完関係を構築し、希望する品目で研修を受けられる体制整備を図ります。

なお、新規就農後においては、県・市・高知県農業協同組合で構成する新規就農者等支援チームによるフォローアップを継続するための体制強化を図ります。

④農地の利用調整と荒廃農地対策

地域計画では、地域ごとに今後も維持する農地を明確化しています。農地の範囲は、認定農業者等や新規就農者の転出入など、地域の実情に応じて変化するため、地域計画の定期的な見直しを行います。

また、地域計画に位置づけた農地を継続して維持するため、農地中間管理機構を積極的に活用し、認定農業者等への農地の集積、集約化を推進します。

加えて、荒廃農地の発生防止・再生、農地・農業施設の維持、農業農村の多面的機能の確保については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、集落の共同活動への支援によって推進します。

⑤生産性の高い栽培技術、次世代型技術の導入

農業産出額の拡大に向けては、レンタルハウス整備への支援や中古ハウスの斡旋を通じ、生産性・収益性の高い施設園芸の振興を図ります。さらに、既存ハウスの補強・資材高度化や環境制御機器の導入を支援することにより、施設園芸の強靱化及び生産性向上を図ります。

また、人口減少や高齢化の進行に伴い、農業の効率化が課題となっています。このため、国や県の支援制度を活用し、スマート農業機械の導入をはじめ、操縦ライセンス取得や運用に要する費用への支援を行い、スマート農業の普及を推進します。

⑥環境保全型農業の推進

「食」の安全・安心、健康志向が高まる中、消費者へのアピール力を高めるとともに、農業生産物の付加価値向上を図るため、四万十川をはじめ本市のイメージに沿った化学肥料、農薬の不使用又は低減した農法の普及を推進します。

《 K P I 》

評価指標	基準値	目標値 (R11)
①戦略品目の生産拡大		
ゆず栽培面積	44.1ha (R6)	45ha
ゆず生産量	454.6t (R6)	445t
栗栽培面積	61.0ha (R6)	65.5ha
栗生産量	15.5t (R6)	22.25t
米ナス栽培面積	335a (R6)	363.6a
米ナス生産量	193.1t (R6)	216.7t
ぶしゅかん栽培面積	17.7ha (R7)	24ha
ぶしゅかん生産量	37.5t (R6～R7 平均)	68t
しまんと農法米栽培面積	21.3ha (R7)	20ha
しまんと農法米生産量	79.9t (R7)	80t
②経営力の強化と組織的な経営の推進		
基盤整備実施面積	1,202ha (R7)	1,202ha
農業法人数	17 法人 (R6)	20 法人
雇用就農に取り組む集落営農組織数	1 団体 (R6)	2 団体
広域連携に取り組む集落営農組織数	7 団体 (R6)	10 団体
一次産品等を活かした新商品の開発	12 アイテム (R2～R6 平均)	15 アイテム
③新規就農者の確保		
研修者数	4 人 (R6)	3 人
新規就農者数	3 人 (R6)	3 人
④農地の利用調整と荒廃農地対策		
認定農業者数	120 人 (R6)	120 人
中山間地域等直接支払制度の実施農地面積	628ha (R7)	628ha
多面的機能支払制度の実施農地面積	1,361ha (R7)	1,361ha
⑤生産性の高い栽培技術、次世代型技術の導入		
園芸用ハウス整備件数	3 件/年 (R7)	3 件/年
環境制御装置導入件数	3 件/年 (R7)	3 件/年
スマート農業機械整備件数	1 件/年 (R7)	2 件/年
⑥環境保全型農業の推進		
しまんと農法米栽培面積	21.3ha (R7)	20ha
しまんと農法米生産量	79.9t (R7)	80t
環境保全型農業直接支払制度の実施農地面積	38.6ha (R7)	45ha
みどり認定取得件数	0 件 (R7)	15 件

《具体的な施策》**2) 林業の振興****①長伐期施業の推進とブランド化**

本市は、森林面積が総面積の84%を占め、全国有数のヒノキ資源を有していますが、ヒノキ産地としての地位は十分確立されていません。

成熟しつつあるヒノキ資源を、さらに80年以上の長伐期施業へ転換し、皆伐地では高密度植栽等のモデル林整備を行うなどして、将来に向けた優良木材の産地としての地位の確立と四万十ヒノキとしてのブランド化を推進します。

②原木生産の拡大

長伐期施業へ転換する一方で、年々蓄積量を増す森林資源に対して適切な間伐、皆伐を推進し林業生産活動を活性化していく必要があります。

「森の工場」による生産の集約化・効率化と路網や高性能林業機械等の整備、スマート林業の推進による施業の効率化と低コスト化を進め、原木の生産・安定供給体制を整備します。

また、森林へのシカ等による食害は深刻で、健全な森づくりを阻害する要因となり、長伐期施業への転換に伴い被害が増えることも懸念されます。そのため、捕獲対策強化や防護ネット設置、新規狩猟者の確保と捕獲技術の向上を図り、被害防止対策を推進します。

③木材流通体制の強化

国内有数のヒノキの原木蓄積量がある一方で、木材・木製品の産地としての地位は高いとは言えません。

また、市内での木材需要は、近年の建築資材高騰などにより減少傾向にあり、木材需要の減少により林業が成り立たなくなる可能性があります。

よって、原木産地としての知名度向上と県外への流通体制の強化を目的に、友好都市などの都市部への繋がりを通じて、四万十ヒノキをはじめとした市産材の外商に努めます。また、単に丸太原木の供給地としての知名度向上ではなく、製材などの過程を経て、付加価値を付けた木材としての流通体制の強化に努めます。

④持続可能な林業経営の推進

全国有数のヒノキ資源を有する本市では、資源量は増加しているものの、管理されず荒廃が懸念される未整備森林も増えています。また、木材価格の低迷による、森林所有者の経営意識の希薄化や、高齢化、不在地主の増加、森林への関心の低下等による森林情報の逸失が進みつつあります。

このような状態では、森林の効率的な経営管理や路網整備に支障をきたす他、森林の持つ多面的機能の低下、優良な原木育成への影響に繋がります。

今後は、林業の持続的発展と森林の持つ多面的機能の発揮に向け、森林所有者が経営・管理できない森林を、市が森林所有者から委託を受けた上で経営管理を行い、又は民間事業者にあっせんする等の措置を講ずることにより、林業経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進を図るための森林経営管理制度の推進に努めます。

また、デジタル技術、高性能林業機械といった最先端技術を活用して、森林管理や木材生産の安全化・効率化を進め、林業を持続可能で収益性の高い産業とするために、スマート林業を推進します。

⑤林業就業者の確保

林業分野においては、担い手の高齢化と就業者数の減少が進行しており、森林の適正な管理や林業産業の持続性が課題となっています。このため、新規就業者の確保に加え、定着・継続を見据えた支援のほか、少人数でも安全に作業可能なスマート林業の推進を進め、人が集まり持続可能な林業を一体的に推進します。

《 K P I 》

評価指標	基準値	目標値 (R11)
①長伐期施業の推進とブランド化		
「森の工場」の認定面積	874ha (R6)	2,000ha
市産材利用促進事業の着工戸数	15件 (R6)	30件
②原木生産の拡大		
原木生産量※1	61,897 m ³ (R4)	75,000 m ³
「森の工場」の認定面積	874ha (R6)	2,000ha
作業道開設実績延長累計※1	977,611m (R5)	1,000,000m
シカの捕獲頭数	1,947頭 (R6)	2,500頭
③木材流通体制の強化		
木材・木製品製造品出荷額等※2	775,000千円 (R2-4平均)	900,000千円
④持続可能な林業経営の推進		
森林経営管理制度による意向調査	30地区	65地区
森林経営管理制度による未整備森林整備(間伐)	38ha	100ha(通算)
スマート林業の導入件数	0件 (R7)	5件
⑤林業就業者の確保		
林業就業者数※3	190人 (R2)	200人

※1 統計データ(高知県の森林・林業・木材産業)より

※2 経済構造実態調査より

※3 国勢調査より

《具体的な施策》

3) 水産業の振興

①天然水産資源の回復・生産量UP

四万十川を背景に、本市の水産物は高いブランド力を持っていますが、内水面、海面漁業ともに水産資源の減少や漁獲量の不安定さから産地としての力、ブランド力の低下が危惧されます。

漁業協同組合と関係機関が連携し、内水面においては、環境調査や稚魚放流、養殖技術の高度化など、科学的根拠に基づく資源管理を強化し、資源の適正利用と保全の両立を図ります。また、海面においては、老朽化した漁港施設の長寿命化や藻場再生などを通じ、漁業従事者の環境整備や水産資源の回復を図ります。

②栽培漁業等の推進

資源回復に向けた取り組みとして漁業協同組合が実施する種苗放流を支援し、栽培漁業の推進を図ります。また、養殖栽培が可能なアオサ（ヒトエグサ）等について、漁業協同組合と関係機関が連携した品質向上への取り組みや、栽培技術の研究と実践による安定供給に向けた取り組みを推進します。また、高知大学とともに「しまんと海藻工コイノベーション共創拠点」で培ったアオノリなど海藻生産を基盤とした環境と産業が両立する新たな産業創出やそれを担う人材の育成・確保を推進します。

③地域に根ざした資源管理の仕組みづくり

漁獲量の減少は、漁場環境の変化に加え、過度な漁獲圧が大きな要因とされます。特にアユのように川を移動する資源は、放流より天然遡上量の影響が大きく、個別の漁協だけでなく、四万十川漁業協同組合連合会や行政など関係機関が連携し、資源管理の仕組みを構築・実践していくことが重要です。

また、遊漁者の採捕も資源に影響を与えるため、資源管理への協力が求められます。関係者の合意形成には、資源減少の根拠や漁獲制限の効果をデータで可視化し、必要性の共通理解を得ることが不可欠です。こうした取り組みは継続的に実践し、調査に基づいて改善を重ねる姿勢が求められます。さらに、取り組みの成果を広く発信・共有することで、意識の醸成や市民の参画を促し、資源管理の定着を図ることが重要です。

④水産物の高付加価値化の推進

四万十川の水産資源は四万十川産として大きなブランド力を有しています。これを活かした新たな商品開発や、既存商品の見直しを行い、市場や顧客ニーズに合った高品質な商品へと磨き上げることが重要です。また、県外取引へつなげるために販路を意識した品質・衛生管理の徹底や、観光・商工業者との連携による商品開発及び販売体制の構築、漁業者による6次産業化などといった取り組みも効果的です。以上を踏まえた水産物の高付加価値化を推進します。

⑤四万十川の食文化の磨き上げと発信

四万十川が有する豊かな水産資源は、落ちアユやゴリ、アオノリといった地域に根差した食文化を醸成してきました。しかし、時代の流れとともに新たな食文化が本市に流入してくる中で、これら食文化を食する家庭が徐々に減っています。こうした中、四万十川の食文化を再評価し、四万十川の魅力を伝える「四万十の食」として発信することで、水産業就業者の所得向上につなげます。また、これら食文化を教育委員会と連携し、地域学習として子どもたちに伝えることで、未来の水産業就業者の確保につなげます。

⑥体験交流の推進

本市を流れる四万十川は抜群の知名度を誇るため、一步踏み込んだ魅力的な体験商品を開発することができれば、高い観光等の需要が見込まれます。観光向けに整えたものだけでなく、生業や歴史に根ざした体験は持続可能で価値も高まります。一方、地元の学生が川に触れる機会が減り、川や魚への関心が薄れている現状もあります。地元の子どもたちを対象に体験学習を行い、川や漁業への理解を深めることで、体験商品の価値を地域に根付かせていくことが重要です。

《 K P I 》

評価指標	基準値	目標値 (R11)
①天然水産資源の回復・生産量UP		
内水面漁業漁獲量※1	35 t	50t
②栽培漁業等の推進		
内水面・沿岸資源の種苗放流	1,491kg (R6)	1,500kg
内水面漁業漁獲量	35 t	50t
③地域に根ざした資源管理の仕組みづくり		
内水面漁業漁獲量【再掲】	35 t	50t
④水産物の高付加価値化の推進		
一次産品等を活かした新商品の開発	—	5 商品 (通算)
⑤四万十川の食文化の磨き上げと発信		
体験教室開催回数※2	21 回 (R6)	20 回 (維持)
⑥体験交流の推進		
体験教室開催回数【再掲】	21 回 (R6)	20 回 (維持)

※1 高知県内水面漁業漁獲統計調査より

※2 市内学校での体験学習、四万十川ガキ体験、水辺の楽校など

《具体的な施策》**4) 商工業の振興****①地域資源を活かした商品開発と外商活動**

機械器具等の大規模なものづくり産業の集積に乏しい本市の製造業は、「食料品」、「窯業・土石製品」、「木材・木製品」が中心になっています。

一方、地域資源である農林水産物の多くは素材のまま販売され、人口減少による域内経済が低下する中、加工した商品の販売や素材を活かした商品開発などによる外商活動の強化が引き続き求められます。

そのため、産業間・事業者間の連携を強化し、地域資源を活かした加工商品などの商品開発、品質・衛生管理など、商品力の強化に向けた取り組み及び既存の商品を含めた商談や外販による外商活動を推進します。

②地域に応じた商業機能の維持

人口が減少し、少子高齢化が進行する中、中心市街地、商業地、中山間地など、地域の状況に応じた商業機能の維持が求められています。

地域商業機能維持活性化計画を基に、各地域に応じた商業機能の維持に努め、住民の生活に必要なサービスの維持に対する支援を行います。

③中心市街地、商店街の魅力・賑わいづくり

ネット販売の普及や大規模小売店の郊外進出、さらに人口減少による購買力の低下などにより、商店街をはじめとする小売業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

そのため、地場産品や食、歴史文化など強みを活かし、観光と連携しながら域外から訪れる人が長く滞在できる仕組みづくりを行い、中心市街地を拠点とする回遊性の高いまちづくりを進めることで、地域経済への波及を目指します。

④持続可能な経営のための支援

商工団体、金融機関など関係団体と連携しながら、比較的経営が不安定な創業初期のリスクを軽減するため、経営計画の策定等の支援を行うとともに、担い手、労働力不足を解消するため、業務効率化による経営改善、外国人労働者の受入などの支援に取り組みます。

また、後継者不足の対応として事業承継相談や事業承継マッチングなどを行い、持続可能な経営の支援を行います。

⑤公共工事の品質と担い手の確保

建設業は、広大な市域に広がる河川・道路等のインフラ整備やメンテナンスの担い手であるとともに、災害時には市民の安心・安全の守り手として、市民生活や地域経済を支える役割を担っています。

しかしながら、少子高齢化の進展やこれまでの長年にわたる公共事業費の減少などにより、従業者の減少や高齢化、若年入職者の減少といった構造的な問題が生じています。

このような課題に対し、建設工事改善計画に基づき、建設業を取り巻く受注環境の改善と併せ、将来にわたる公共工事の品質と担い手の確保等に取り組みます。

⑥企業誘致の推進

地理的、地形的なハンディキャップにより、大規模なものづくり企業の誘致は困難ですが、ICT（情報処理・通信技術）の進歩により、都市部と変わらないオフィス機能を提供することも可能となっています。地域の雇用の増加を目指し、本市独自の企業誘致方針により、既存施設や遊休施設を活用した企業のサテライトオフィス、コンタクトセンター等の誘致を図るほか、ノマドワーカーの受入等を目的にコワーキングスペースの整備を検討します。

⑦新食肉センターを核とした産業振興及び雇用創出

四万十市営食肉センターは、県内唯一の「豚のと畜施設」であり、県の畜産振興はもとより幡多地域の雇用の創出など、広域的な役割を果たしているが、老朽化が著しく早急な建替えが必要となっている。新たな食肉センターの整備に伴い、豚のと畜の受入体制を強化し、高度な衛生管理のもと品質向上を可能なものとし、生産・加工・販売の好循環を形成することで、さらなる畜産業の振興を図るとともに、本市を含めた幡多地域における雇用の場の維持・拡大につなげます。

《 K P I 》

評価指標	基準値	目標値 (R11)
①地域資源を活かした商品開発と外商活動		
一次産品等を活かした新商品の開発	(R2~R6 平均) 12 アイテム	15 アイテム
商談会等での成約件数	150 件 (R6)	275 件
②地域に応じた商業機能の維持		
はれのぼの入込客数	122,452 人 (R6)	142,000 人
市内宿泊者数	242,951 人 (R6)	264,000 人
道の駅「よって西土佐」入込客数	172,594 人 (R6)	200,000 人
バス利用者数 (地域間幹線除く)	44,962 人 (R6)	44,962 人 (維持)
支援件数 (創業支援事業計画)	37 件 (R6)	45 件
③中心市街地、商店街の魅力・賑わいづくり		
商店街通行者数 (平日)	4,341 人 (R6)	6,200 人
商店街通行者数 (休日)	3,023 人 (R6)	4,800 人
商店街の営業店舗数	495 件 (R6)	500 件
④持続可能な経営のための支援		
市内の事業所数	2,051 事業所 (R3)	2,051 事業所
市内の外国人労働者数 (技能実習及び特定技能)	63 人 (R7.4.1)	83 人
⑤公共工事の品質と担い手の確保		
四万十市建設工事改善計画の推進	-	-
⑥企業誘致の推進		
誘致企業数	0 件 (R6)	3 件 (~R11 年)
既誘致企業での雇用者数	30 人 (R6)	75 人
次世代施設園芸等への誘致企業数	0 件	1 件
⑦新食肉センターを核とした産業振興及び雇用創出		
食肉センターにおけると畜頭数	101,743 (頭/年)	115,500 (頭/年)
食肉センター関連業者を含めた雇用者数	150 (人/年)	156 (人/年)

《具体的な施策》

5) 地産地消の推進

①地元消費拡大に向けた取り組みの推進

地元で購入する、地元企業・地元産品を使うことを促進し、市内における経済の循環を大きくするため、学校給食等での地元産物の利用促進、住宅・施設等への市産材の利用促進、道の駅をはじめ直販所機能の強化、地元消費拡大に向けたフェア等の開催により地産地消を推進します。

《KPI》

評価指標	基準値	目標値 (R11)
①地元消費拡大に向けた取り組みの推進		
学校給食への市内農産物（野菜類）の供給率	22% (R6)	30%
市産材利用促進事業の着工戸数【再掲】	15件 (R6)	30件
農林水産物等直販所販売額	1,143.5百万円 (R6)	1,150百万円

《具体的な施策》

6) 地産外商の推進

①事業者連携の促進と外商の推進

小規模な事業者が多く、商品力や外商力が相対的に弱いという弱点を克服するため、商品開発や販売促進、販路開拓に意欲ある事業者が連携し、互いの情報やノウハウを共有しながら協働で取り組む組織的な外商活動を推進するため、市独自の物産展、フェア等の開催や道の駅などの販売拠点を活かした生産者や加工事業者、販売事業者の連携促進と外商活動を推進します。

また、都市圏等での商談会、物産展、フェア等への出店支援や県内外のバイヤーを招いた産地視察型の商談会等を開催するとともに、県の県外・海外事務所や首都圏等のアンテナショップ「まるごと高知」「とさとさ」（高知県地産外商公社）と連携し、都市部や海外での外商活動を支援します。

《KPI》

評価指標	基準値	目標値 (R11)
①事業者連携の促進と外商の推進		
商談会等での成約件数	150件 (R6)	275件

《具体的な施策》

7) 観光の振興

①滞在型の観光商品づくりとセールス

観光スタイルが多様化し、見る・食べる・交流・体験など観光ニーズが幅広となり、その土地が持つストーリー性やトレンド性、わざわざ行ってみたくなるブランド力が求められています。

本市が有する豊富な地域資源である、自然・地場産品・食・歴史・文化などの強みを生かした観光商品づくりを進め、市内での回遊、滞在を促し宿泊と連動することで市全域をフィールドとした面的に広がりのある通年型・滞在型の観光地づくりを推進します。

また、より効果的な観光誘客を図るため、旅行マーケットの動向を踏まえつつ、発地地域やターゲット（家族、女性、シニア層など）、旅行形態（団体旅行、個人旅行）、旅行の目的、情報入手源（旅行代理店、SNS、ネット、情報誌、ガイドブックなど）を明確に意識した営業活動を促進し、本市への来訪の動機を伴った認知の拡大を図ります。

さらに、観光大使による宣伝活動やシティブロモーション等と連動した活動など、効果的な観光情報発信とセールス活動を展開します。

②広域連携による周遊観光の推進

観光振興には、県、幡多広域、四万十川流域など広域的に連携することが不可欠であり、各組織の役割分担を明確にし、戦略的に統一的なプロモーションを展開します。

それぞれのエリアの特色を活かした周遊観光プランの造成・発信・販売に取り組み、多様な選択肢を備えた観光エリアとして、より幅広い観光客の誘致を促進します。

③おもてなし環境の整備

市全域をフィールドとした面的に広がりのある観光地として、体験型観光、教育旅行、ワーケーション、スポーツツーリズムなど多様な選択肢に対応するため、観光拠点・スポーツ施設等の整備、機能強化、周遊しやすい二次交通や観光案内機能の充実等の観光情報、地域情報を入手しやすい環境整備など、観光客の快適性を高めるためのハード・ソフトのおもてなし環境の整備を推進します。

また、これら整備においては、増加する外国人観光客（インバウンド）に対応した受け入れ環境の向上もあわせて実施します。

④おもてなしの充実と事業者のスキルアップ

観光客のリピートにつながる最大の要素は「人」と「サービス」であり、質の高いおもてなしこそが再訪を促す鍵となります。観光地であるという意識を市民全体で共有し、誰もが地域の魅力を伝えられるような体制づくりや観光客の満足度の向上を図ることが重要です。

また、観光振興の中核となる市・観光協会・幡多広域観光協議会は、それぞれの役割を明確にし、役割に応じた人材育成や組織のスキル向上が求められます。

市民の意識向上と事業者のスキルアップを並行して行うことで、誘客と受入が相互に連携しあうとともに、観光地として醸成していく中で、異業種間の連携強化を図りながら、観光振興の経済効果を高めます。

《KPI》

評価指標	基準値	目標値 (R11)
①滞在型の観光商品づくりとセールス		
観光入込客数	1,125,225人 (R6)	1,200,000人
市内宿泊者数	242,951人 (R6)	264,000人
県内平均消費額 (調査地点: 四万十川)	36,175円 (R6)	44,000円
レンタサイクル利用者数	3,707人 (R6)	4,900人
教育旅行受入家庭数	37家庭 (R6)	53家庭
②広域連携による周遊観光の推進		
広域主要観光施設等入込客数	652,940人 (R6)	665,500人
広域におけるスポーツ客数	191,362人 (R6)	195,000人
広域におけるはた旅体験商品利用者数	36,023人 (R6)	39,800人
③おもてなし環境の整備		
公設観光施設等利用者数※	176,203人 (R6)	250,000人
二次交通利用者数※	5,390人 (R6)	7,400人
外国人観光入込客数※	3,487人 (R6)	6,200人
④おもてなしの充実と事業者のスキルアップ		
観光客満足度	—	80%
観光人材育成プログラム等への参加	—	15回/年
観光セミナー等参加者数	—	25名

※公共観光施設等：8施設（四万十川学遊館、かわらっこ、四万十いやしの里（レストラン含む）、郷土博物館、とまろっと、四万十楽舎、カヌー館、天体観測施設）

※二次交通：四万十川バス、まちなか循環周遊バス、周遊観光バスしまんと・あしずり号、レンタサイクル

※外国人観光入込客数：（一社）四万十市観光協会観光案内者数

《具体的な施策》

8) 産業振興推進総合支援

本市の産業振興を効果的に推進するため、地域のグループや中小企業者、産業団体等が実施する加工品開発や販売、観光メニューづくりなどの取り組みを支援します。

《KPI》

評価指標	基準値	目標値 (R11)
①産業振興推進総合支援		
産業振興推進総合支援による新たな取り組み件数	3件/年 (R6)	3件/年

《具体的な施策》

9) 産・官・学・金連携による産業活性化

①産業活性化と企業支援

四万十市イノベーションセンター「しまんとSixs」を核とした、DXやGXの推進、企業間の連携を通じ、地域産業全体の底上げと最適化を図ります。

具体的には、当センターを各関係機関が集う「HUB」として位置づけ、市内の各事業に関する情報や取り組みを集約・発信することで、各々が緊密に連携しながら一体となって、企業への的確な支援を行っていくとともに、各種セミナーやツールの情報提供・企業間マッチング等を実施し、経営手法や意識の変革による産業の活性化を促進していきます。

また、地域のグループや中小企業者、産業団体等が実施する加工品開発や販売、観光メニューづくりなどの取り組みを支援します。

②人材の育成と交流

学生と地元企業の接点を創出することで、将来的な地元就職の促進と、人的資本の拡充による企業価値の向上を目指す取り組みを展開します。

市内高校との連携においては、高校生が実際の事業活動に参画するOJT（職場内訓練）を実施し、若者の柔軟なアイデアを企業の運営に生かすとともに、学生が地元企業の課題に直接触れる機会を提供することで、地域のDXやGXを推進できる人材の育成へとつなげます。

また、地元で活躍する経営者と学生との交流イベントを通じ、企業の社会的価値や魅力を直接伝えることで、地元企業への愛着を育み、将来的に本市への就職希望者増加に寄与します。

これらに加え、地域企業の従業員を対象としたDX人材育成研修を実施し、企業価値の向上を支援します。

《KPI》

評価指標	基準値	目標値 (R11)
①産業活性化と企業支援（四万十市イノベーションセンターに関する取り組み）		
面談数		200社
会員（無料）登録数		375社
経営指標改善（前年度比）達成企業数		90社
経営診断ツール登録もしくはDX/GX着手企業数		180社
②人材の育成と交流（四万十市イノベーションセンターに関する取り組み）		
マッチング成立件数		90回
各種イベント実施回数		8回

《具体的な施策》

10) 各産業分野の担い手、人材の確保・育成

①一次産業の新たな担い手、人材の確保・育成

一次産業従事者の高齢化が特に著しく、担い手は不足しています。

一方、「いなか暮らし」や「スローライフ」への関心の高まりなどから、本市への移住希望者が増加しているとともに、魅力とやりがいのある職業として農林水産業への関心も高まる中、参入意欲のある若者も増えつつあります。

就業相談や各種研修施設等での研修機会の確保と支援、新規就業時の農地確保や初期投資への支援、就業後のフォローアップなど、ステージに応じたきめ細かい就業支援を行い、一次産業の新たな担い手、人材の確保・育成を推進します。

②創業や経営革新に意欲ある担い手、人材（事業者）の確保・育成

高齢化、人口減少による市内消費購買力の低下や消費者ニーズの多様化など環境の変化に対応するためには、経営者自らの意識改革や経営スキルの向上と新たな事業展開が求められます。

産学官金が連携し、ビジネスの基礎から応用・実践力まで、受講者のニーズやレベルに応じて体系的に身につけられる研修機会を確保するとともに、創業や新たな事業展開に向けた経営相談等を支援し、意欲ある担い手、人材（事業者）の確保・育成を推進します。

また、商店街の空き店舗を活用した新規出店やチャレンジショップ等の運営を支援することで、独自の発想やノウハウを持つ担い手、人材（事業者）の確保・育成を推進します。

③観光の担い手、人材の確保・育成

観光はすそ野が広く、波及効果の高い産業であり、異業種間の交流を促進し、人材・組織の連携、協力関係を構築することで、より効率的、効果的な観光振興につながります。

観光関連組織の役割分担を明確にするとともに、旅行商品の造成やセールス活動などを積極的にリードできるような組織力の強化と人材の確保・育成に取り組みます。

また、地域の魅力を引き出し、体験型観光を持続的に運営していくため、体験型観光の核となる観光リーダー等の確保・育成に取り組みます。

《KPI》

評価指標	基準値	目標値（R11）
①一次産業の新たな担い手、人材の確保育成		
新規就農者数	3人（R6）	3人
新規林業就業者数	4人（R6）	25人（R7～R11 延べ人数）
漁業体験研修の受講者数	0人（R6）	5人（R7～R11 延べ人数）
②創業や経営革新に意欲ある担い手、人材（事業者）の確保・育成		
創業支援件数（創業支援事業計画）	37件（R6）	45件
創業件数（創業支援事業計画）	10件（R6）	15件
商店街の新規出店数	6件（R6）	6件
③観光の担い手、人材の確保・育成		
観光セミナー参加者数【再掲】	-	25名

基本目標2 生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築する

《数値目標》

目標指標	基準値	目標値（R11）
本市が住みやすいと思う住民の割合	63.0%（R5）	70%以上
出生数（計画期間累計）	666人（R3～R6）	792人（R8～R11）
20代・30代の未婚率の減少	46.4%（R2国調）	46.1%

《基本的方向》

安心して暮らし続けられる持続可能な地域社会の実現を目指します。

①中山間地域から市街地まで、それぞれの地域特性を踏まえ、買物、医療・福祉、交通など日常生活に不可欠な機能を相互に補完しながら維持・確保していきます。中山間地域では、集落間の連携や住民同士の支え合いの仕組みづくりを進め、市街地では、中心市街地の活性化などのまちなかのにぎわい再生に取り組みます。

②四国横断自動車道の延伸を見据え、「四国西南の拠点都市としての役割」を意識したまちづくりを推進します。物流・観光・企業立地の促進や通勤・通学環境の向上など、産業と生活の両面で効果を高めていくとともに、高速交通体系の整備を契機に、幡多地域内外との交流・連携をさらに深め、広域連携による生活機能の確保と地域活力の向上を図り、働く場と暮らしの選択肢を広げます。

③南海トラフ地震や水害等に備えた防災・減災対策を推進するとともに、「事前復興」の視点を取り入れ、市民の命と暮らしを守る災害に強いまちづくりを進めます。

④結婚や出産は、個人の価値観や人生設計に基づく自由な選択であり、その意思は最大限尊重されるべきものです。その前提のもと、結婚や子育てを望む人が希望する時期に安心して選択できる環境を整えるとともに、市民一人ひとりが互いの生き方を尊重し、支え合う地域社会の形成を目指します。

これらの取り組みを通じて、人口が減少する中であっても必要な生活機能を将来にわたり維持・改善し、人と人とのつながりに支えられた、安心して暮らし続けられるまちの実現を図ります。

《具体的な施策》

1) 地域におけるくらしの維持と創生

①小さな拠点等の整備促進と活動支援

中山間地域の維持・創生に向けて、生活、福祉、産業、防災などの活動における、それぞれの地域の課題やニーズに応じた支え合いや活性化に向けた仕組みづくりを支援します。

また、県と連携を図り、地区からの要望に対応しながら、小さな拠点としての「集落活動センター」の立ち上げを支援することで、地域の主体的な取り組みを後押しします。

②中山間地域の生活支援

中山間地域で安心して暮らすことができるよう、地域の見守り活動を行う仕組みづくりや、生活の基盤となる飲料水等の生活用水を確保するための施設整備を支援します。また、日常生活に必要な移動手段を確保することは重要です。そのため、公共交通機関の利便性の向上や利用促進を図るとともに、運転手不足の解消に向けて幡多市町村の移住促進施策等と連携し、外部人材の確保にも取り組みながら、持続可能な公共交通の確立を目指します。

③多様な人材の確保

生産年齢人口の急激な減少が見込まれる本市においては、集落の維持やコミュニティ活動等が困難となり、多くの集落の存続が危惧されています。

このため、「移住・定住の促進」に関する施策と連動した取り組みを推進し、各産業や地域が求める人材の誘致に努めます。また、地域おこし協力隊を活用した地域力の維持・強化及び情報の発信等による移住・定住の促進を図るとともに、国・県と連携した外国人材の活用の検討を進めます。加えて、高度な知識や技術の習得ができる場を創出するとともに、市内外の若い世代の人材確保を図るため、高等教育機関の誘致を目指します。

《K P I》

評価指標	基準値	目標値 (R11)
①小さな拠点等の整備促進と活動支援		
集落活動センターの設置数	1箇所 (R6)	2箇所
②中山間地域の生活支援		
生活用水確保支援事業	10件	12件
バス利用者数 (地域間幹線除く)	44,962人 (R6)	44,962人 (維持)
J R 予土線利用者数	263,530人 (R6)	260,000人 (維持)
③多様な人材の確保		
地域おこし協力隊	10人 (R6)	12人

《具体的な施策》

2) 地域で支えあう活動や取り組みの推進

①住民が住み慣れた地域で、いつまでも安心して健康に暮らせる地域づくりの推進

中山間地域のみならず本市全域で、急速に進行する人口減少と超高齢社会に対応していくために、各地域の全ての住民が助け合い、住み慣れた地域でいつまでも安心して健康に暮らせる地域づくりを行う「健康・福祉地域推進事業」を推進します。

また、「あったかふれあいセンター」は、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる地域福祉の拠点として、制度サービスの隙間を埋める役割を担っています。地域ニーズの把握や課題に対応した支援を行うほか、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支えあいなど、地域福祉活動の充実に向け取り組みを推進します。

《KPI》

評価指標	基準値	目標値 (R11)
①住民が住み慣れた地域で、いつまでも安心して健康に暮らせる地域づくりの推進		
健康福祉委員会の組織率	中村地区 47.6% (R6) 中村地区以外 70.7% (R6)	中村地区 47.6% 中村地区以外 70.7%
あったかふれあいセンター利用及び支援者数	34,365人 (R6)	34,365人

《具体的な施策》

3) にぎわいのあるまちづくり

①まちなかのにぎわい再生

高規格道路の延伸を見据えた都市の将来像の明確化にあわせ、総合文化センター「しまんとぴあ」をはじめとする拠点施設を核とした回遊動線の再構築や歩行者空間化、面的な駐車場運用など公共空間の再編を進め、滞在・回遊型の市街地形成を図ります。あわせて、四万十川の水辺空間の利活用と中心市街地を結び付け、交流人口の市街地への誘導を促進し、「土佐の小京都」としての魅力を生かしたにぎわいの再生に取り組みます。

また、本市の市街地の核である中心市街地は、県西部地域の商業の拠点でしたが、近年は郊外型店舗の進出などにより空き店舗が増え空洞化が進行しています。こうした状況を打開するため、商店街振興組合区域内の空き店舗に出店する創業者に対して支援を行うとともに、地域商業機能維持活性化計画に基づき核となる人材の確保・育成、個店サービスの向上や活性化イベントの開催など商店街機能の向上と日常の賑わいに繋がる取り組みを推進します。

まちなかには、小京都の歴史や一條神社などの史跡、また宿泊施設も多く、四万十の恵みを活かした「食」など、集客力を有する魅力的な資源があります。これらの魅力を掘り起し磨き上げ発信することで、地域外からの買い物客や観光客を呼び込み、賑わいを創出します。

あわせて、整備が完了した総合文化センター「しまんとぴあ」を文化・交流の中核拠点として最大限に活用し、商店街や周辺施設と連携したイベント開催や回遊性向上の取り組みを進めることで、中心市街地全体の集客力と滞在価値を高めます。

②道の駅を拠点とした地産地消・地産外商の推進

市の北の玄関口、西土佐地域の拠点として整備された道の駅「よって西土佐」の施設機能を活かし、運営主体である指定管理者が「地域商社」としての機能を担い、地域製品の販売を戦略的にコーディネートするプラットフォームとして、地域間連携、官民協働、政策間連携のもと、幅広い地域製品の安定的な販路開拓・拡大に取り組み、地産地消・地産外商の推進を図ることで地域経済全体の発展を目指します。

③市全域の回遊性のあるまちづくり

本市の中心市街地には、3つの国道が放射状に広がり交通の要所となっており、高規格道路の延伸も計画されています。また、小京都に由来する恵まれた歴史的・文化的資源、「山・川・海」の美しい自然環境や豊かな地域資源を有しています。

これらの資源を活かし、市内に点在する歴史的・文化的名所、観光施設、四万十川を代表する豊かな自然の魅力を磨き上げ有機的に結びつけ、回遊性を高めて交流人口の増加を図ることにより、まちの賑わいの創出を目指します。

《KPI》

評価指標	基準値	目標値 (R11)
①まちなかのにぎわい再生		
商店街通行者数 (平日)	4,341 人 (R6)	6,200 人
商店街通行者数 (休日)	3,023 人 (R6)	4,800 人
商店街の営業店舗数	495 件 (R6)	500 件
市内宿泊者数	242,951 人 (R6)	264,000 人
しまんとびあ利用者数	146,415 人 (R6)	150,000 人
かわまちづくり計画において整備した、河川緑地の利用者数 (イベント回数)	渡川緑地及び渡川第2緑地 (R7) 7,381 人 (173 回) /年 四万十川キャンプ場 (R7) 1,413 人 (238 回) /年	渡川緑地及び渡川第2緑地 8,800 人 (190 回) /年 四万十川キャンプ場 1,600 人 (260 回) /年
②道の駅を拠点とした地産地消・地産外商の推進		
道の駅「よって西土佐」入込客数	172,594 人 (R6)	200,000 人
道の駅「よって西土佐」売上額	219,148,745 円 (R6)	240,000,000 円
③市全域の回遊性のあるまちづくり		
観光入込客数	1,125,225 人 (R6)	1,200,000 人
公設観光施設等利用者数※	176,203 人 (R6)	250,000 人
二次交通利用者数※	5,390 人 (R6)	7,400 人

※公共観光施設等：8施設（四万十川学遊館、かわらっこ、四万十いやしの里（レストラン含む）、郷土博物館、とまろっと、四万十楽舎、カヌー館、天体観測施設）

※二次交通：四万十川バス、まちなか循環周遊バス、周遊観光バスしまんと・あしずり号、レンタサイクル

《具体的な施策》

4) 防災・減災対策の強化

①安全・安心に暮らすことができる災害に強いまちづくり

本市は自然災害を受けやすい脆弱な地域であり、河川氾濫による水害が度々発生しています。また、切迫する南海トラフ地震における最大クラスの被害想定では、最大震度7の大きな揺れとともに、沿岸地域の津波や市街地の液状化、中山間地域の土砂災害など様々な災害リスクを抱えています。

これまで本市では、東日本大震災を教訓に、自助・共助による身近な防災対策や意識啓発に努め、津波避難タワーや避難路整備をはじめとする「命を守る」対策を最優先に取り組んできました。

また、避難所等の機能強化など「命をつなげる」対策とあわせ、迅速な復興を見据え、「生活を立ち上げる」対策となる、事前復興まちづくりを進めています。

こうした取り組みと防災施設の適正な維持管理はもとより、変化に応じた防災計画等の更新や各種訓練等を通じて地域防災力の向上を図ることが重要となっています。

そこで、本市では引き続き、住宅や公共施設の耐震化・老朽化対策を進めるとともに、自主防災組織の強化や防災関連計画の充実を図ります。

さらには、災害時の命の道となる四国横断自動車道を含む幹線道路網の早期構築や海岸・河川堤防の機能強化が実現できるよう、関係機関と密接に連携し災害に強いまちづくりを推進します。

《KPI》

評価指標	基準値	目標値 (R11)
①安全・安心に暮らすことができる災害に強いまちづくり		
住宅の耐震化	80.9% (R6)	92.3%
家具転倒防止	864件 (R7)	1,450件
老朽住宅の除却	436件 (R7)	630件
ブロック塀の撤去	180件 (R7)	260件
戸別訪問の実施	34.5% (R7)	100%
自主防災組織の訓練実施	27%/年 (R7)	50%/年
防災士の養成	305人 (R7)	425人
避難所運営マニュアルの充実	81.4% (R7)	100%
災害時協力井戸の登録	94件 (R7)	150件
消防屯所の耐震化	72.0% (R7)	88.0%
新消防署の整備	—	—
防災関連計画の見直し	—	—
事前復興まちづくり計画の策定	30.0% (R7)	100%
高規格道路等幹線道路網の強化	—	—
海岸、河川堤防の機能強化	—	—
道路橋梁の老朽化対策と耐震化	40.8% (R7)	69.0%
上水道施設の老朽化対策と耐震化	62.6% (R7)	79.1%
耐震性貯水槽の整備	44.4% (R7)	100%
下水道施設の老朽化対策と耐震化	35.5% (R7)	100%

《具体的な施策》

5) 広域連携による魅力あふれる地域づくり

①広域連携による取り組みの推進

幡多地域は、歴史、文化、生活、経済など多くの面で古くから結びつきが強く、様々な分野で連携を行ってきました。平成22年3月には、四万十市と宿毛市が複眼的中心市として、土佐清水市、大月町、黒潮町、三原村の3市2町1村で定住自立圏域を形成し、これまでの市町村間の連携を一層強化して、地域全体で住民の生活機能を確保するとともに、地域の強みや魅力を磨き上げ、地域全体の活性化に向け、発展的な取り組みを進めています。

また、県内の人口や都市機能が集中・集積する高知市と県内全市町村が連携し、平成30年4月に県内全域を一つの圏域として「れんけいこうち広域都市圏」を形成し、各種連携事業の推進により人口減少対策や地域活力の向上に取り組んでいます。これらの取り組みにより圏域の市町村が互いの特長や強みを活かして連携・協力し、雇用の創出、産業の振興、移住・定住促進など圏域の活性化と、生活基盤として欠くことのできない移動手段や地域医療の維持確保を図り、住み慣れた地域で安全に安心して心豊かに暮らし続けることのできる圏域を目指します。

②広域連携による周遊観光の推進【再掲】

幡多広域、四万十川流域、県境を越えた四国西南地域、予土線県境地域など様々な広域連携の枠組みによる組織が設立され運営されています。

それぞれの圏域（枠組み）の目的、特色を活かした周遊観光プランの造成、磨き上げ、情報発信・販売に組み込み、多様な選択肢を備えた観光エリアとして、より幅広い観光客の誘致を促進します。

《KPI》

評価指標	基準値	目標値（R11）
①広域連携による取り組みの推進		
観光入込客数	1,125,225人（R6）	1,200,000人
外国人観光入込客数※	3,487人（R6）	6,200人
バス利用者数	151,929人/年（R5）	151,929人/年（維持）
土佐くろしお鉄道利用者数	458,605人/年（R5）	451,000人/年（維持）
②広域連携による周遊観光の推進【再掲】		
広域主要観光施設等入込客数※	652,940人（R6）	665,500人
広域におけるスポーツ客数	191,362人（R6）	195,000人
広域におけるはた旅体験商品利用者数	36,023人（R6）	39,800人
JR予土線利用者数	263,530人（R6）	200,000人（維持）

※外国人観光入込客数：（一社）四万十市観光協会観光案内者数

※広域主要観光施設等入込客数：計29施設（オートキャンプ場とまろっと【四万十市】、宿毛歴史館宿毛歴史館【宿毛市】、県立足摺海洋館 SATOUMI【土佐清水市】、西南大規模公園【黒潮町】、柏島観光情報発信センター【大月町】他）

《具体的な施策》

6) 若い世代の妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

① 出会いの機会の創出

様々なライフスタイルや価値観が存在する現代において、未婚率や初婚年齢は上昇傾向にあります。そのような状況ではあるものの、アンケート調査において、未婚の多くの方が結婚の希望を持っていることも事実です。

この結婚希望の実現に向けて、独身男女の出会いの場として、たくさんの方に参加いただけるように、お見合い形式に限らず、趣味や教養等のイベント、体験教室、サークル活動など様々な形の出会いのきっかけづくりと、総合的できめ細かな支援を行う体制づくりを進めます。そして、婚活でのカップル成立から結婚に繋げるために、婚活イベントへ参加するまでの事前準備や自己確立・向上などの講座を開催します。

また、結婚や子育てに対するプラスのイメージや価値観、希望をもっていただくため、地域の宝として子育て家庭を応援するポジティブキャンペーンを推進し、社会全体で結婚・妊娠・出産・子育てを応援する気運を醸成します。

② 結婚支援の推進

結婚に対する心理的負担を軽減し、気運の醸成を図るため、相談体制の整備、結婚支援事業の活用など、多様なニーズに応じた施策を展開し、結婚を希望する若者が一步を踏み出せる環境づくりを進めます。

③ 安全・安心な妊娠や出産のための支援

安心して妊娠・出産に臨むためには、妊娠初期から母体と胎児の健康管理を行うことが重要です。特に、妊産婦の中でも支援が必要な方には、早期からの切れ目のない支援が求められます。このため、妊娠届出時の面談や定期的な妊婦健診の受診を促すとともに、関係機関と連携し、妊産婦の保健・医療の充実を図ります。あわせて、悩みや不安の解消につながる相談支援体制の充実を図ります。

また、出産後の母親とその家族の心身の負担を軽減し、安心して子育てを行えるよう、産後ケア事業を推進します。産後ケアでは、助産師等による授乳指導や育児相談、心身のケアを行い、母親が孤立せず、安心して育児に向き合えるよう支援します。

さらに、晩婚化、晩産化の流れの中で、不妊治療や検査を受ける方は増加しています。子どもを希望する方が理想とする出生数を実現できるよう、県や医療機関等と連携し、不妊に関する正しい情報提供を行うとともに助成制度の周知・拡充を図ります。

④ 子どもの健やかな成長と発達のための支援

こども家庭センターを中心として、妊娠期から子育て期における様々なニーズの受け止めや子育て相談、各種情報発信を行っています。特に、子育てSNSや子育て応援アプリ「おやっこ」を活用し、必要な支援情報をタイムリーに提供することで、保護者が安心して子育てできる環境づくりを進めています。

また、関係機関等と連携し、虐待や育児不安、養育の困難さを抱える家庭や神経発達症(疑いも含む)など、様々なリスク因子を多角的に見立てるなかで、対象となる妊産婦や乳幼児に限らず、家庭全体の養育環境を整えるトータルな支援を展開しています。さらに、医療機関や療育施設など関係専門機関と連携し乳幼児の健やかな成長や発達の確保に努めています。

「食」については、子どもたちの健康な体をつくるだけでなく望ましい生活リズムをつくる基本です。家庭・保育・学校が連動し、成長過程に応じた「食」への理解を深め、健康の保持増進と生活の質の向上につながる食事の摂取、食材の選択が自ら実践できるよう、食育の推進に取り組みます。

さらに、「四万十市歯と口の健康づくり推進条例」に基づき、関係機関と連携して歯と口の健康づくりを推進しています。乳幼児期から学齢期にかけての歯科健診や歯みがき習慣の定着、フッ化物洗口の取り組みなどを通じて、子どものむし歯予防と口腔の健康を守り、生涯にわたる健やかな成長を支えます。

⑤子ども医療の充実

子どもの健康を守るために、また、子育てする親の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整備するために、高校生年代までの乳幼児・児童医療費の無料化を継続します。

⑥保育サービスの充実

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まり、子育て世帯の財政負担の軽減が図られてきています。今後は、子育てをしながら安心して働くことができる環境を整えるために、低年齢児保育の受入体制の整備や休日保育の実施施設の拡充など保育サービスの充実に図り、更に安心して子育てできる生活環境の整備等に向けて取り組みます。また、保育所等を利用していない保護者に対しては、冠婚葬祭やリフレッシュ等の際に子どもを一時的に預けることができる一時預かり事業の充実に図り取り組みます。

⑦地域での子育て支援の充実と青少年の健全育成のための支援

行政・地域・学校などが連携し、放課後や休日等の子どもの居場所づくりを推進し生活環境を充実させて、子育て世帯が安心して就労できる環境を整備します。

そのために、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進し、全校区において小学校6年生までの児童の受け入れが可能な施設の確保を目指した環境整備に取り組むほか、指導者の質の向上を図ります。

令和元年7月より開始したファミリーサポートセンター事業については、県内では先駆けて病児・病後児の受入も行っています。継続して広く事業の周知を図り会員数を増加させることで、地域の相互援助活動を促進させていきます。

その他にも、子育てサークルや子育て応援団などとの連携強化と支援の充実に図り、子育ての仲間づくりや子育ての相談・援助などに取り組み子育てしやすい環境づくりを進めます。

また、子どもたちに生まれ育ったまちの歴史や自然、文化、産業などについて知る機会を提供するとともに、子どもたちが主体的にまちづくりに関わる機会を提供するなど、地域の将来を担う子どもたちの健やかな成長につながる取り組みを推進します。

⑧結婚・出産の前提となる生活基盤の強化支援

結婚・出産支援については、出会いの機会創出や意識啓発にとどまらず、若年層の雇用安定や所得向上、結婚・出産の前提となる生活基盤の強化を重視する必要があります。このため、基本目標1に掲げる施策の推進により、若年層の就業環境の改善や経済的負担の軽減を図ります。

《 K P I 》

評価指標	基準値	目標値 (R11)
①出会いの機会の創出		
カップル成立数	30組/年 (R6)	30組/年
結婚応援団 (サポーター) の拡充	15人 (R6)	20人
出会いサポート事業登録者	57人 (R6)	150人
②結婚支援の推進		
しまんとマリッジ利用者数	255件 出会いサポート事業 14件 (R6) 出会いイベント事業 67件 (R6) 事務所面談 27件 (R6) 電話相談 75件 (R6) メール相談 72件 (R6)	350件
③安全・安心な妊娠や出産のための支援		
不妊治療費助成件数	5件 (R6)	8件
妊娠初期での面談実施率	100% (R6)	100%
未就学児の保護者のうち「産後ケア事業」を知っている人の割合	- (R6)	100%
④安全・安心な妊娠や出産のための支援		
子育て応援アプリDL件数	102 (R6)	550
生後4か月未満の乳児訪問率	99.3% (R6)	100%
乳児健診受診率	96.1% (R6)	100%
1歳6か月 (9か月) 健診受診率	99.4% (R6)	100%
3歳児健診受診率	98.4% (R6)	100%
むし歯のない3歳児の割合	81.6% (R6)	90%以上
12歳児の1人平均むし歯数	1.25 (R6)	0.5本以下
⑤子ども医療の充実		
乳幼児・児童医療費無料化の継続	高校生年代 (R6)	高校生年代
⑥保育サービスの充実		
低年齢児保育の拡充	9名 (R6)	9名
休日保育の実施	3か所 (R6)	3か所
⑦地域での子育て支援の充実と青少年の健全育成のための支援		
放課後児童支援員数	39名 (R6)	49名
ファミリーサポートセンター会員数	165名 (R6)	165名
こどもプロジェクト参加団体数	3団体 (R7)	7団体
⑧結婚・出産の前提となる生活基盤の強化		
基本目標1での指標管理	-	-

基本目標3 若者や女性に選ばれるまちづくり

《数値目標》

目標指標	基準値	目標値（R11）
人口の社会増減	△460人（R2～R6）	△110人（R8～R11）
市外からの移住者数	370人（R6.11-R7.10）	500人

《基本的方向》

若い世代が将来に希望を持ち、安心して暮らし続けられる環境を整えるとともに、効果的な情報発信等により若者や女性に選ばれるまちを目指します。

①自治体間競争の中でも選ばれるまちとなるよう、本市ならではの強みや魅力を高め、効果的な情報発信ときめ細かな移住支援に取り組みます。また、本市に継続的に関わる「関係人口」の創出・拡大を図り、多様な形で地域を支える人材のすそ野を広げていきます。

②各産業の担い手や後継者の確保、地域コミュニティの維持・活性化につながる人材の誘致を進めます。国・県と連携しながら外国人材の活用についても検討を進め、地域の実情に応じた多様な人材確保策を展開します。さらに、交流人口の拡大や地域内の高等学校の魅力向上に向けた取り組みなどによる教育環境の充実、若者や女性が主体的にまちづくりに関わる機会を創出することなどを通じて、若者や女性の定住促進につなげます。

これらの施策を総合的に推進することで、本市が若者や女性にとって生きがいややりがいを感じられる「選ばれる地域」となり、将来にわたり持続可能な地域社会を築いていきます。

《具体的な施策》

1) 移住・定住の促進

①相談・支援体制の充実

移住希望者が移住し定住するためには、移住者と受入地域が良好な関係を保つことが大変重要です。移住希望者の不安を解消し、安心して移住・定住できるように相談やサポート体制などの受入体制整備を行うとともに、移住者と地域のマッチングを行います。

また、市と関係団体との連携により、移住・定住に関する相談・支援など一元的に対応できる体制を継続し、移住希望者に寄り添いながら、本市への「新しい」そして「大きな」人の流れを創出します。

加えて、引っ越し費用の支援や奨学金返還支援等により、若者や子育て世代の経済的・心理的負担を軽減し、市内で安定した生活が送れるようサポートします。

②情報発信と関係人口の拡大

移住者獲得のためには、本市に関心をもち、移住先に選択していただくことが必要です。このため、移住希望者が最も必要とする住まいの情報や移住支援体制のほか、「川とともに生きるまち」のキャッチフレーズのもと、本市の魅力である四万十川をはじめとする山・川・海の豊かな自然や住みやすさ、温かく受け入れる地域の人柄、移住モデル、移住者の声・体験談などについて、情報発信を強化します。

また、四万十市が大好きで「もっと知りたい」「良くしたい」「応援したい」という市外在住の方を「四万十市ふるさと応援団」として募集、登録し、双方向による交流を行いながら、将来の移住に繋がります。

さらに、個人や企業によるふるさと納税を通じたPRやスポーツ合宿の誘致、スポーツイベントの開催等のほか、四万十市を遠方から応援いただくための施策を実施するとともに、若者の文化的活動の活性化や地域みらい留学等、地域内の高等学校の魅力向上に向けた取り組みを実施します。

これらを通じて、本市に関わりを持っていただける「関係人口」の創出・拡大及び若者の定着に繋がります。

③移住・定住環境の整備

移住相談に際しては、ほとんどの移住希望者が住宅情報を求めており、移住を決断する大きな決め手になっているため、地域と連携して移住者向け住宅の確保に努めます。移住後についても、移住推進員や地域移住サポーターと連携することで、移住者の課題や不安を解決しながら定住につなげます。

また、首都圏等からの幅広い世代の移住や人口流入に繋げるために、シェアオフィスの整備を進めます。

④地域での子育て支援の充実と青少年の健全育成のための支援【再掲】

行政・地域・学校などが連携し、放課後や休日等の子どもの居場所づくりを推進し生活環境を充実させて、子育て世帯が安心して就労できる環境を整備します。

そのために、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進し、全校区において小学校6年生までの児童の受け入れが可能な施設の確保を目指した環境整備に取り組むほか、指導者の質の向上を図ります。

令和元年7月より開始したファミリーサポートセンター事業については、県内では先駆けて病児・病後児の受入も行っています。継続して広く事業の周知を図り会員数を増加させることで、地域の相互援助活動を促進させていきます。

その他にも、子育てサークルや子育て応援団などとの連携強化と支援の充実を図り、子育ての仲間づくりや子育ての相談・援助などに取り組み子育てしやすい環境づくりを進めます。

また、子どもたちに生まれ育ったまちの歴史や自然、文化、産業などについて知る機会を提供するとともに、子どもたちが主体的にまちづくりに関わる機会を提供するなど、地域の将来を担う子どもたちの健やかな成長につながる取り組みを推進します。

《KPI》

評価指標	基準値	目標値 (R11)
①相談・支援体制の充実		
移住支援登録件数	225件 (R6)	305件
市外からの移住者数	370人 (R6.11-R7.10)	500人
移住推進員の配置	3人 (R6)	5人
地域移住サポーター	24人 (R6)	24人
特定地域づくり事業協同組合事業	3名 (R7 予定数)	5名
②情報発信と関係人口の拡大		
移住ホームページアクセス数	30,666回 (R6)	40,000回
市 Instagram フォロワー数	2,400人 (R6)	7,000人
移住相談会・移住フェア等開催及び参加回数	7回 (R6)	7回
四万十市ふるさと応援団	4,450人 (R6)	5,100人
スポーツ合宿 誘致回数	7件 (R6)	9件
スポーツイベント 開催回数	5回 (R6)	6回
中村高校西土佐分校生徒数	1学年 8.6人 (R7 平均)	1学年 11人以上
③移住・定住環境の整備		
移住支援住宅整備事業	8件 (R6)	15件
④地域での子育て支援の充実と青少年の健全育成のための支援【再掲】		
放課後児童支援員数【再掲】	39名 (R6)	49名
ファミリーサポートセンター会員数【再掲】	165名 (R6)	165名
こどもプロジェクト参加団体数【再掲】	3団体 (R7)	7団体

《具体的な施策》

2) 市外からの人材誘致

①多様な人材の確保【再掲】

生産年齢人口の急激な減少が見込まれる本市においては、集落の維持やコミュニティ活動等が困難となり、多くの集落の存続が危惧されています。

このため、「移住・定住の促進」に関する施策と連動した取り組みを推進し、各産業や地域が求める人材の誘致に努めます。また、地域おこし協力隊制度を活用し、地域力の維持・強化及び情報の発信等による移住・定住の促進を図るとともに、国・県と連携した外国人材の活用の検討を進めます。加えて、高度な知識や技術の習得できる場を創出するとともに、市内外の若い世代の人材確保を図るため、高等教育機関の誘致を目指します。

②一次産業の新たな担い手、人材の確保・育成【再掲】

一次産業従事者の高齢化が特に著しく、担い手は不足しています。

一方、「いなか暮らし」や「スローライフ」への関心の高まりなどから、本市への移住希望者が増加しているとともに、魅力とやりがいのある職業として農林水産業への関心も高まる中、参入意欲のある若者も増えつつあります。

就業相談や各種研修施設等での研修機会の確保と支援、新規就業時の農地確保や初期投資への支援、就業後のフォローアップなど、ステージに応じたきめ細かい就業支援を行い、一次産業の新たな担い手、人材の確保・育成を推進します。

③創業や経営革新に意欲ある担い手、人材（事業者）の確保・育成【再掲】

高齢化、人口減少による市内消費購買力の低下や消費者ニーズの多様化など環境の変化に対応するためには、経営者自らの意識改革や経営スキルの向上と新たな事業展開が求められ

ます。

産学官金が連携し、ビジネスの基礎から応用・実践力まで、受講者のニーズやレベルに応じて体系的に身につけられる研修機会を確保するとともに、創業や新たな事業展開に向けた経営相談等を支援し、意欲ある担い手、人材（事業者）の確保・育成を推進します。

また、商店街の空き店舗を活用した新規出店やチャレンジショップ等の運営を支援することで、独自の発想やノウハウを持つ担い手、人材（事業者）の確保・育成を推進します。

④観光の担い手、人材の確保・育成【再掲】

観光はすそ野が広く、波及効果の高い産業であり、異業種間の交流を促進し、人材・組織の連携、協力関係を構築することで、より効率的、効果的な観光振興につながります。

観光関連組織の役割分担を明確にするるとともに、旅行商品の造成やセールス活動などを積極的にリードできるよう観光関連組織の組織力の強化と人材の確保・育成に取り組みます。

また、地域の魅力を引き出し、体験型観光を持続的に運営していくため、体験型観光の核となる観光リーダー等の確保・育成に取り組みます。

⑤企業誘致の推進【再掲】

地理的、地形的なハンディキャップにより、大規模なものづくり企業の誘致は困難ですが、ICT（情報処理・通信技術）の進歩により、都市部と変わらないオフィス機能を提供することも可能となっています。地域の雇用の増加を目指し、本市独自の企業誘致方針により、企業のサテライトオフィス、コンタクトセンター等の誘致を図るほか、ノマドワーカーの受入等を目的にコワーキングスペースの整備を検討します。

《KPI》

評価指標	基準値	目標値（R11）
①多様な人材の確保【再掲】		
地域おこし協力隊	10人（R6）	12人
②一次産業の新たな担い手、人材の確保育成【再掲】		
新規就農者数	3人（R6）	3人
新規林業就業者数	4人（R6）	25人（R7～R11 延べ人数）
漁業体験研修の受講者数	0人（R6）	5人（R7～R11 延べ人数）
③創業や経営革新に意欲ある担い手、人材（事業者）の確保・育成【再掲】		
創業支援件数（創業支援事業計画）	37件（R6）	45件
創業件数（創業支援事業計画）	10件（R6）	15件
商店街の新規出店数	6件（R6）	6件
④観光の担い手、人材の確保・育成【再掲】		
観光セミナー参加者数	－	25名
⑤企業誘致の推進【再掲】		
誘致企業数	0件（R6）	3件（～R11年）
既誘致企業での雇用者数	30人（R6）	75人
次世代施設園芸等への誘致企業数	0件	1件

横断目標 基本目標達成に向けたDX（デジタルトランスフォーメーション）推進の取り組み

《基本的方向》

人口減少の進行により、将来的に行財政運営を担う人材の不足が懸念されています。このため、本市におけるDX推進の指針となる「四万十市DX推進計画」を作成し、その計画に基づき、生成AIやDXツール等を活用し、事務作業の自動化及び効率化を行います。これにより限られた人的資源の中でも組織としての生産性を高め、市民の利便性向上を図り各基本目標の達成を目指します。

加えて、人手不足や高齢化等の課題を抱えた事業者に対しDXを促進し、地域経済の変革を後押しします。

《具体的な施策》

1) 地域課題解決に向けたDX推進

①DX推進による業務の効率化

「四万十市DX推進プロジェクトチーム」を設置し、行政手続のオンライン化をはじめ、マイナポータル対応や電子申請ポータル整備、RPA（業務自動化）・AI-OCR（文字認識）の活用、その他DX推進に資するツールの導入などによる業務の自動化・省力化を進めます。また、職員向けのDX研修や人材育成にも取り組み、外部専門人材の知見を活用して「DX推進計画」の詳細策定を進め、地域課題の解決と行政サービスの高度化を目指します。

②ICTを活用した子育て支援

市では、ICTを活用した子育て支援のデジタル化を段階的に進めています。ホームページや広報紙による情報の一元化に加え、「しまんと子育て応援アプリ（おやこっこ）」を活用し予防接種記録の管理やイベント情報の発信、妊婦教室や面談などのオンライン予約など、子育てを支える仕組みを整備しています。今後は、国の制度整備にあわせて母子健康手帳や予防接種の電子化を進めるとともに、マイナンバーカードを活用した電子申請の導入を目指します。あわせて、対面による支援体制の充実にも取り組み、デジタルと対面の双方による利便性の向上を図ります。

③地域経済の変革

農業や林業といった第一次産業では、人手不足や高齢化が深刻な課題となっており、AIやIoTなどの最新技術を使って生産性向上や効率化を図る「スマート農業」「スマート林業」等が進められています。そういった省力化・自動化等の業務効率化に対して、補助制度を周知するとともに、専門家を紹介するなどの情報提供の支援をします。

また、市内の民間企業において、人材不足や競争力向上といった課題に対応するためのデジタル技術開発費用や人材獲得に要する費用等の補助制度を検討するとともに、社内のデジタル体制継続や新たなビジネスモデル創出のための、専門家によるサポートを手厚くすることで、デジタル化を積極的に推進します。

《KPI》

評価指標	基準値	目標値 (R11)
①DX推進による業務の効率化		
AI チャットボット導入による問い合わせ対応改善	HP内で固定したQA (事前作成されたもの) のみ回答	生成AI活用 HP内情報を巡回して回答生成
行政手続きオンライン計画 進捗	25 手続き	39 手続き
公金収納における eLTAX(地方税ポータルシステム)活用	4 手続き	10 手続き
公共施設における Wi-Fi 整備	一部の公共施設における Wi-Fi 整備	全ての公共施設における Wi-Fi 整備
職員向け DX 研修回数	R5 年度 4 回 R6 年度 7 回 R7 年度 2 回、年平均 4 回	年平均 5 回 20 回/累計
生成 AI の活用	職員のうち 10 人使用	全職員が使用する
RPA(パソコン業務の自動化技術)の利用推進	10 シナリオ (累計)	30 シナリオ (累計)
②ICTを活用した子育て支援		
子育て応援 SNS(Instagram)フォロワー数	1,100 人 (R8.2)	2,000 人
③地域経済の変革		
スマート化制度の利用件数	2 件 (R6)	15 件

卷末資料

具体的な事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ ゆずの産地化促進 ・ 栗の産地再生（栗暮project推進事業等） ・ 米ナスの振興（産地提案型新規就農者確保事業、簡易雨よけハウス普及推進等） ・ ぶしゅかんの産地づくり（ぶしゅかん普及促進事業等） ・ 有望品目の産地強化（しまんと農法米推進事業、新規作物導入等試作支援事業、野菜価格安定制度等） ・ 認定農業者の育成（経営改善計画作成支援等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落営農の組織化、法人化の支援（集落営農活性化推進事業、地域営農支援事業） ・ 販路拡大（出口戦略）の推進（農産物ブランド化事業等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農者の確保（新規就農研修支援、新規就農経営支援等） ・ 公的な研修施設及び指導農業士等との補完関係の構築、希望する研修を受けられる体制整備 ・ 新規就農者等支援チームによるフォローアップ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地利用の円滑化と集積 （農地中間管理事業、農地流動化促進事業、人・農地問題解決加速化支援事業等） ・ 基盤整備の推進（ほ場整備事業等） ・ 荒廃農地の発生防止・再生対策（中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設園芸の生産拡大（レンタルハウス等整備事業、燃料タンク対策事業、園芸ハウス整備事業等） ・ 既存ハウスの高度化や環境制御機器の導入（園芸用ハウス等リノベーション事業） ・ スマート農業機械の普及推進（スマート農業推進事業、中山間地域等直接支払交付金等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全型農業の普及推進 （しまんと農法米推進事業、環境保全型農業直接支払交付金、環境保全型農業推進事業） ・ 有機農業の普及推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 長伐期施業の推進（森林整備地域活動支援事業、モデル林整備事業（市有林整備事業）、森の工場活性化対策事業、協働の森事業） ・ ブランド化の推進（ヒノキの家づくり等促進事業、四万十ヒノキブランド化推進協議会、モデル林整備事業（市有林整備事業）等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の特性に応じた皆伐、間伐の実践（森の工場・間伐の推進事業、協働の森事業、造林事業等） ・ 施業の効率化と低コスト化（みどりの環境整備支援事業、スマート林業推進事業等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材・木製品の加工事業体の生産力等の強化（県産材加工力強化事業等） ・ 供給体制の強化（木材流通ネットワーク構築事業等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営管理制度（意向調査、間伐施業） ・ スマート林業の推進（スマート林業推進事業）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就業者の確保に加え、定着・継続を見据えた支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁場環境、資源量等の調査・研究 ・ 生育・漁場環境の保全 （種苗放流事業、アオサノリ漁場整備事業、イセエビ漁礁設置事業等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的な種苗放流の推進（内水面資源の種苗放流事業、沿岸資源の種苗放流事業） ・ スジアオノリの栽培技術の研究と実践 ・ しまんと海藻エコイノベーション共創拠点事業の推進 ・ デジタル技術等を活用したスマート水産業の推進

具体的な事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 禁漁期間の周知（高南幡東漁業秩序を守る会） ・ 広域的河川環境保全 （あゆ王国、高知県四万十川流域保全振興委員会等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業者との連携による商品開発及び販売体制の構築 ・ 漁業者による6次産業化 ・ 水産物の高付加価値化を通じて、安定的に稼げる水産業への転換を推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 四万十川の魅力を伝える「四万十の食」として発信 ・ 地域学習による食文化の継承
<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験学習を通じた川や漁業への理解の深化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元農産物を使った商品の開発販売 （地元農産物を使った商品開発事業、 「株西土佐ふるさと市」を核とした地域コーディネート事業（商品開発）等） ・ 水産物の高付加価値化の推進 （品質向上・商品力強化と新商品開発支援事業等） ・ 産業間・事業者間の連携強化 （四万十地域の素材を活用した加工商品の外商強化、しまんとリバーベキュープロジェクト等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域商業機能維持活性化計画に基づく地域特性に応じた商業機能の維持
<ul style="list-style-type: none"> ・ 回遊性と集客力向上のための拠点づくり （にぎわい拠点施設「Shimanto+Terraceはれのぼ」を拠点とした中心商店街活性化推進事業、 総合文化センター「しまんとぴあ」を拠点とした文化活動の推進等） ・ 商店街の機能向上と日常の賑わいづくり （商店街等活性化事業、商店街活性化モデル事業、商店街チャレンジショップ事業、 空き店舗対策事業等） ・ 観光と連携した回遊性と賑わいづくり （イベント・飲食業・宿泊業と連携したまちなかへの誘客促進、 デジタル技術を活用した回遊ルート・コンテンツの作成等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営安定化に向けた資金融資制度、経営計画策定等の支援 ・ 業務効率化による経営改善および外国人労働者受入支援 ・ 事業承継相談及び事業承継マッチングの推進による持続可能な経営支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の長寿命化・南海地震対策の強化 （施設の長寿命化・耐震化事業等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信関連企業のサテライトオフィスやコンタクトセンター等の誘致 ・ 次世代型こうち新施設園芸システムの普及【再掲】 （次世代施設園芸等企業参入事業） ・ ノマドワーカー等受入を目的としたコワーキングスペース整備 ・ 都市部等企業のワーケーション受入推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新施設の整備による受け入れ体制の強化及び生産拡大 ・ 高度な衛生管理による豚肉の品質向上及び販売競争力の強化 ・ 新施設の稼働及び生産拡大による新たな雇用の創出

基本 目標	目標 指標	中項目	小項目
1 【新たな人を呼び込み、 強い地域経済を創出する】	商 工 業 分 野	5) 地産地消の推進	①地元消費拡大に向けた取り組みの推進
		6) 地産外商の推進	②事業者連携の促進と外商の推進
	観 光 分 野	7) 観光の振興	①滞在型の観光商品づくりとセールス
			②広域連携による周遊観光の推進
			③おもてなし環境の整備
			④おもてなしの充実と事業者のスキルアップ
	産 業 全 般	8) 産業振興推進総合支援	①産業振興推進総合支援
		9) 産・官・学・金連携による 産業活性化	①産業活性化と企業支援

具体的な事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元農産物の利用促進（地産地消推進事業等） ・ 市産材の利用促進（市産材利用促進事業、「四万十の家」と地域産ヒノキの販売推進事業、木質バイオマス利用促進事業等） ・ 直販所機能の強化（西土佐拠点ビジネス推進事業（道の駅「よって西土佐」機能拡充）、道の駅地域商品開発等特別対策事業等） ・ 地元消費拡大フェア等の開催（四万十市産業祭・西土佐産業祭開催等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者等の連携組織・拠点による外商の推進 （四万十市地域の素材を活かした新たな外商戦略の構築事業、「㈱西土佐ふるさと市」を核とした地域コーディネート事業（外商活動）等） ・ 都市圏での外商機会の確保 （四万十フェア開催、友好都市物産展参加等） ・ 商談会、物産展、フェア等への出店支援 （特産品等販売促進事業、幡多広域地産外商協議会事業等） ・ 現地商談会等の開催（産地視察型商談会開催等） ・ アンテナショップ「まるごと高知」および「とさとさ」（高知県地産外商公社）や県の県事務所と連携した外商支援（特産品等販売促進事業等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行会社等へのセールス活動（観光客誘致宣伝活動事業） ・ メディア及びSNSによる情報発信事業（観光客誘致宣伝活動事業） ・ 幡多広域連携（幡多広域観光協議会）による観光客誘客・プロモーション活動 （幡多広域における滞在型・体験型観光の推進事業） ・ 観光大使による宣伝活動（観光大使設置事業） ・ シティプロモーションと連動した観光誘客・プロモーション活動（シティプロモーション推進事業）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幡多広域連携（幡多広域観光協議会）による周遊観光の推進 （幡多広域における滞在型・体験型観光の推進事業等） ・ 広域観光推進 （四万十川流域、四国西南地域、予土県境地域等で連携した周遊観光推進事業等） ・ 二次交通の充実（周遊観光バスしまんと・あしずり号運行）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光拠点等の整備、機能強化 （地域資源を活かした通年・滞在型観光の推進事業（観光拠点等整備）等） ・ 二次交通の充実（観光客受入体制整備事業（四万十川バス・まちなか循環周遊バス運行、レンタサイクル）等） ・ 観光案内機能の充実（観光・体験施設、飲食・宿泊施設、交通情報等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ぐるみのおもてなし意識の醸成および受入体制強化（観光セミナー事業等） ・ 観光人材の確保・育成の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品の企画・開発、加工、販路開拓等、生産から販売までの取り組み、観光産業に資する取り組み等を総合的に支援（産業振興推進総合支援事業）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 四万十市イノベーションセンター「しまんとSixs」のHUB機能構築と企業間連携促進支援 ・ DX・GX推進による生産性向上及び経営基盤強化支援 ・ 地域資源活用商品開発・販路開拓及び観光連携支援

基本目標	目標指標	中項目	小項目
1 【新たな人を呼び込み、強い地域経済を創出する】	産業全般	9) 産・官・学・金連携による産業活性化	②人材の育成と交流
		10) 各産業分野の担い手、人材の確保育成	①一次産業の新たな担い手、人材の確保育成
			②創業や経営革新に意欲ある担い手、人材（事業者）の確保・育成
			③観光の担い手、人材の確保・育成
2 【「生きがいを持って暮らし続けられる生活環境を構築する】	-	1) 地域におけるくらしの維持と創生	①小さな拠点等の整備促進と活動支援
			②中山間地域の生活支援
			③多様な人材の確保

具体的な事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生と地元企業の接点創出および地元就職促進支援 ・ 高校連携OJTによるDX・GX人材育成支援 ・ 企業経営者との交流促進および企業従業員向けDX人材育成支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農者の研修支援 （新規就農研修支援事業、 四万十農園「あぐりっこ」・西土佐農業公社（総合営農指導拠点施設）運営事業等） ・ 新規就農へのフォローアップ （農業次世代人材投資資金、園芸用ハウス整備事業、農地中間管理事業等） ・ 移住促進も含めた新規就農支援 （各種就農相談会開催（れんけいこうち他）、他イベントにおける新規就農希望者誘致等） ・ 県立林業学校等と連携した林業事業体や担い手の確保・育成 （「緑の雇用」新規就業者育成推進事業等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連組織との連携 （「産学官民連携センター（ココプラ）」、「こうちスタートアップパーク」、 「よろず支援拠点」、「大学派遣地域コーディネーター（UBC）」等） ・ 地域のグループ等が主体となって実施する研修会等の開催支援 （アドバイザー派遣事業等） ・ 中心市街地・商店街の担い手、人材の確保・育成 （商店街チャレンジショップ事業、空き店舗対策事業等） ・ 創業支援事業計画に基づく関係機関との連携支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光関連組織の役割分担と組織力の強化 （四万十市観光協会の体制強化、幡多広域観光協議会による四万十・足摺エリア連携推進 （持続的観光推進体制の構築）等） ・ 観光人材の確保・育成 （四万十市観光協会による観光セミナーの実施、ガイド団体の育成等） 幡多広域における滞在型・体験型観光の推進（人材育成：観光事業者スキル アップ事業等、体験型観光受入推進事業等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の課題解決に向けて地域住民が主体となって行う取り組みや地域資源を活かす 活性化の取り組みを支援（地域支援総合事業） ・ 集落活動センターの整備促進と取り組みの支援（集落活動センター推進事業） （集落活動センター推進事業）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活用品・生活用水の確保（地域支援総合事業） ・ 地域公共交通網形成計画に基づくデマンドバス等の移手段の維持・確保及び利用促進 （地域公共交通活性化協議会） ・ JR予土線の利用促進（予土線利用促進対策協議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での受入体制整備と地域と移住者のマッチングによる人材の確保 ・ 地域おこし協力隊の配置と制度の有効活用 ・ 高等教育機関の誘致 ・ 特定地域づくり事業協同組合制度の活用

基本 目標	目標 指標	中項目	小項目
<p>2</p> <p>【生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築する】</p>	-	2) 地域で支えあう活動や取り組みの推進	①住民が住み慣れた地域で、いつまでも安心して健康に暮らせる地域づくりの推進
		3) にぎわいのあるまちづくり	①まちなかのにぎわい再生
			②道の駅を拠点とした地産地消・地産外商の推進
			③市全域の回遊性のあるまちづくり
		4) 安心・安全の確保	①安全・安心に暮らすことができる災害に強いまちづくり
5) 広域連携による魅力あふれる地域づくり	①広域連携による取り組みの推進		

具体的な事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康・福祉地域推進事業 ・ あったかふれあいセンター事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 回遊性と集客力向上のための拠点づくり【再掲】 （にぎわい拠点施設「Shimanto+Terraceはれのぼ」を拠点とした中心商店街活性化推進事業、総合文化センター「しまんとぴあ」を拠点とした文化活動の推進等） ・ 商店街の機能向上と日常の賑わいづくり【再掲】 （商店街等活性化事業、商店街活性化モデル事業、商店街チャレンジショップ事業、空き店舗対策事業等） ・ 食文化の掘起しと磨き上げ （「中村の塩たたき」普及事業、ガストロノミーツアーリズム推進事業、飲食団体等と連携した食を活かした観光商品造成等） ・ 観光と連携した回遊性と賑わいづくり【再掲】 （イベント・飲食業・宿泊業と連携したまちなかへの誘客促進、デジタル技術を活用した回遊ルート・コンテンツの作成等） ・ 四万十川と連携したにぎわい創出の推進（四万十川かわまちづくりプロジェクト等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地産地消の推進 （福祉施設や保育所・小中学校・観光施設等への地元食材の提供、農作物の集出荷支援） ・ 地産外商の推進 （道の駅間のネットワークを活かした新規販路開拓、旬の地元食材を活かした定期的なイベントの開催、県外の産地フェアやイベント・商談会への出展、地のものを活かした商品開発、メディアやSNS等を活用した対外的PR活動強化）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光拠点等の整備、機能強化【再掲】 （四万十市の地域資源を活かした通年・滞在型観光の推進事業（観光拠点等整備）等） ・ 二次交通の充実【再掲】 二次交通の充実（観光客受入体制整備事業（四万十川バス・まちなか循環周遊バス運行、周遊観光バスしまんと・あしずり号運行、レンタサイクル）等） ・ 観光案内機能の充実【再掲】 （観光・体験施設、飲食・宿泊施設、交通情報等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震化等の促進 ・ 地域防災力、消防力の強化（新消防署の整備等） ・ 防災関連計画の充実 （事前復興まちづくり計画の策定、防災関連計画の見直し等） ・ ライフラインの機能強化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度医療・地域医療ネットワークの充実 ・ 地域医療連携推進法人はたまるパートナーズによる医療提供体制の維持確保 ・ 滞在型・体験型観光の推進 ・ 地域公共交通ネットワークの構築 （土佐くろしお鉄道・生活バス路線等の維持、標準的なバス情報フォーマット（GTFS-JP）の整備） ・ れんけいこうち広域都市圏による連携事業の推進

基本 目標	目標 指標	中項目	小項目
<p>2</p> <p>【生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築する】</p>	-	<p>5) 広域連携による魅力あふれる地域づくり</p>	<p>②広域連携による周遊観光の推進【再掲】</p>
			<p>①出会いの機会の創出</p>
			<p>②結婚支援の推進</p>
			<p>③安全・安心な妊娠や出産のための支援</p>
		<p>6) 若い世代の妊娠・出産・子育ての希望をかなえる</p>	<p>④子どもの健やかな成長と発達のための支援</p>
			<p>⑤子ども医療の充実</p>
			<p>⑥保育サービスの充実</p>

具体的な事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幡多広域連携（幡多広域観光協議会）による周遊観光の推進 （幡多広域における滞在型・体験型観光の推進事業等） ・ 広域観光推進 （四万十川流域、四国西南地域、 予土県境地域等で連携した周遊観光推進事業等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出会いのきっかけ応援事業 （婚活講座・イベントの開催、様々なテーマや内容のイベント開催） ・ 結婚や家庭に関するポジティブキャンペーンの実施 ・ 結婚相談対応の充実と結婚応援団（サポーター）の拡充
<ul style="list-style-type: none"> ・ 婚活相談事業 ・ 婚活祝い品提供事業 ・ 結婚や家庭に関するポジティブキャンペーンの実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない相談支援体制の充実 （妊娠届出時の個別面談や家庭訪問等の支援の充実、 医療機関等関係機関との連携体制の充実など） ・ 妊婦健診の実施 （妊婦精密健康診査受診票の交付） ・ 妊婦教室の実施 （妊娠中の食事、お産の呼吸法、 母乳育児について及び男性の参加を促進して子育て意識の醸成など） ・ 妊娠期から子育て期までの支援情報の提供 （子育て応援アプリ「おやっこ」の周知） ・ 産後ケア事業の推進 （訪問型・通所型・宿泊型支援、 母体の休養や授乳指導、育児相談など）
<ul style="list-style-type: none"> ・ こども家庭センターによる妊娠期から子育て期を通した切れ目のない支援の推進 ・ 子育てSNSや子育て応援アプリによる情報発信 ・ 相談支援体制の充実 （成長発達の確認や栄養、歯科、育児、発達相談などの実施） ・ 口からはじまる健康づくりの推進 ・ フッ化物洗口事業 （保育所・小学校・中学校での実施） ・ 四万十市食育推進計画に基づく食育の取り組みの推進 ・ 保育施設、学校における食育計画に基づく食育の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児・児童医療費無料化の継続 （高校生年代まで）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 低年齢児保育の受け入れ体制の整備 ・ 休日保育実施施設の拡充 ・ 一時預かり事業の充実

基本 目標	目標 指標	中項目	小項目
2 【「生きがいを持 つて働き、生活 環境を構築す る」】	-	6) 若い世代の妊娠・出産・ 子育ての希望をかなえる	⑦地域での子育て支援の充実と青少年の健全育成の ための支援 ⑧結婚・出産の前提となる生活基盤の強化支援
3 【「若者や女性に選 ばれるまちづく り」】	-	1) 移住・定住の促進	①相談・支援体制の充実 ②情報発信と関係人口の拡大 ③移住・定住環境の整備

具体的な事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携と充実 ・ 放課後児童支援員の拡充 ・ 地域子育て支援センター事業の充実 (子育ての仲間づくり、子育て応援団との連携、育児相談等) ・ 子育てサークルや子育て支援に関する団体への支援及び連携 ・ ファミリーサポートセンター事業の充実 ・ 育児しやすい環境づくり(男性の育児参加など)の啓発 ・ 青少年健全育成事業の充実 ・ こどもプロジェクト事業の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚・出産の前提となる生活基盤強化の総合的支援 (基本目標1に掲げる施策の推進)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住推進員の配置 (移住相談など) ・ 地域などとの連携 ・ お試し住宅・しまんと暮らし体験用住宅の活用促進 ・ 地域移住サポーターの普及 ・ 特定地域づくり事業協同組合事業によるマルチワークの推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信の強化 ・ 二次元コードの活用等による公式コンテンツ等へのアクセス誘導 ・ 各課の取り組み (観光・スポーツイベント、新規就農フェア等)と連動した 移住促進プロモーション活動 ・ 移住相談、新農業人フェアなどの参加 ・ 四万十市ふるさと応援団の登録促進 (リーフレット作成、募集広告など) ・ コワーキングスペースの整備 ・ ふるさと納税の推進 (個人企業版) ・ スポーツ合宿の誘致 ・ 四万十川ウルトラマラソンなどの 観光・スポーツイベント等の開催 ・ 若者の文化的活動の活性化や魅力を向上させる取り組み ・ 地域みらい留学事業等への参加
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入体制整備による地域と移住者のマッチング ・ 移住者の交流の場の創出 ・ 移住支援住宅の確保等 ・ シェアオフィスの整備 (受入基盤整備事業) ・ 「生涯活躍のまち」づくりの検討

具体的な事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携と充実 ・ 放課後児童支援員の拡充 ・ 地域子育て支援センター事業の充実 (子育ての仲間づくり、子育て応援団との連携、育児相談等) ・ 子育てサークルや子育て支援に関する団体への支援及び連携 ・ ファミリーサポートセンター事業の充実 ・ 育児しやすい環境づくり(男性の育児参加など)の啓発 ・ 青少年健全育成事業の充実 ・ こどもプロジェクト事業の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での受入体制整備と地域と移住者のマッチングによる人材の確保 ・ 地域おこし協力隊の配置と制度の有効活用 ・ 高等教育機関の誘致 ・ 特定地域づくり事業協同組合制度の活用
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農者の研修支援 (新規就農研修支援事業、四万十農園「あぐりっこ」・西土佐農業公社(総合営農指導拠点施設)運営事業等) ・ 新規就農へのフォローアップ (経営開始資金、経営発展支援事業、レンタルハウス等整備事業 等) ・ 移住促進も含めた新規就農者の確保 (各種就農相談会展(農業人フェア等)、他イベントにおける新規就農希望者誘致等) ・ 県立林業学校等と連携した林業事業体や担い手の確保・育成 (「緑の雇用」新規就業者育成推進事業等) ・ 小規模林業活動の推進(小規模林業推進事業等) ・ 漁業就業支援の推進(高知県漁業就業支援事業等)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連組織との連携 (「産学官民連携センター(ココプラ)」、「よろず支援拠点」、「大学派遣地域コーディネーター(UBC)」等) ・ 地域のグループ等が主体となって実施する研修会等の開催支援(アドバイザー派遣事業等) ・ 中心市街地・商店街の担い手、人材の確保・育成 (商店街チャレンジショップ事業、空き店舗対策事業等)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光関連組織の役割分担と組織力の強化【再掲】 (四万十市観光協会の体制強化、幡多広域観光協議会による四万十・足摺エリア連携推進(持続的観光推進体制の構築)等) ・ 観光人材の確保・育成【再掲】 (四万十市観光協会による観光セミナーの実施、ガイド団体の育成等) 幡多広域における滞在型・体験型観光の推進(人材育成:観光事業者スキルアップ事業等、体験型観光受入推進事業等)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信関連企業のサテライトオフィスやコンタクトセンター等の誘致【再掲】 ・ 次世代型こうち新施設園芸システムの普及【再掲】(次世代施設園芸等企業参入事業)

基本 目標	目標 指標	中項目	小項目
<p>横断目標 【基本目標達成 に向けたDX(デ ジタルトランス フォーメーショ ン)推進の取り組 み】</p>		<p>1) 地域課題解決に向けた デジタル化推進</p>	<p>①DX推進による業務の効率化</p>
			<p>②ICTを活用した子育て支援</p>
			<p>③地域経済の変革</p>

具体的な事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続オンライン化及び電子申請基盤の整備 ・ RPA・AI-OCR導入による業務自動化・省力化の推進 ・ DX推進体制の構築及び職員人材育成
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援情報の一元化及びアプリ活用推進 ・ 母子健康手帳・予防接種の電子化及び電子申請導入推進 ・ デジタル化推進と対面支援体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ スマート農業・スマート林業推進及び省力化支援 ・ デジタル技術導入・人材確保に係る補助制度検討 ・ 専門家派遣によるデジタル化推進及び新事業創出支援